

平成 24 年 8 月
関西広域連合議会定例会会議録

平成 24 年 8 月関西広域連合議会定例会会議録 目次

平成 24 年 8 月 23 日

| | | |
|----|---------------------------------------|----|
| 1 | 議 事 日 程 | 1 |
| 2 | 本日の会議に付した事件 | 1 |
| 3 | 出 席 議 員 | 1 |
| 4 | 欠 席 議 員 | 2 |
| 5 | 欠 員 | 2 |
| 6 | 事務局出席職員職氏名 | 2 |
| 7 | 説明のため出席した者の職氏名 | 2 |
| 8 | 開 会 宣 告 | 2 |
| 9 | 開 議 宣 告 | 2 |
| 10 | 井戸連合長あいさつ | 2 |
| 11 | 橋下広域連合委員あいさつ | 5 |
| 12 | 竹山広域連合委員あいさつ | 5 |
| 13 | 門川広域連合委員あいさつ | 5 |
| 14 | 矢田広域連合委員あいさつ | 5 |
| 15 | 諸 般 の 報 告 | 6 |
| 16 | 議席の指定及び変更 | 6 |
| 17 | 会議録署名議員の指名 | 6 |
| 18 | 会期決定の件 | 6 |
| 19 | 議案（第 8 号議案から第 11 号議案）上程 | 7 |
| 20 | 一 般 質 問 | 7 |
| | 中 拓哉議員 | |
| | ・ 関西圏域の電力の安定供給について | 7 |
| | 広域産業振興担当委員 松井 一郎 | 8 |
| | ・ 今夏の節電対策等の評価について | 9 |
| | 広域環境保全担当委員 嘉田 由紀子 | 9 |
| | ・ 奈良県の加入について | 10 |
| | 広域連合長 井戸 敏三 | 11 |
| | 山口 享議員 | |
| | ・ 国の出先機関の移譲について | 12 |
| | ・ 道州制について（道州制の実現） | 13 |
| | ・ 道州制について（大都市構想への対処） | 14 |
| | ・ 関西広域ブランドと地産地消について | 14 |
| | ・ 環日本海時代の効果とリスク分散型国土形成について | 14 |
| | ・ その他 | |
| | (1) 国出先機関の移譲についての所感 | 15 |
| | (2) 関西広域連合に期待するもの（政令市が広域連合に加入するメリット） | 15 |
| | (3) 関西広域連合に期待するもの（政令市の加入が広域連合の取組にもたらす | |

| | |
|----------------------------------|----|
| 効果) | 15 |
| 広域連合長 井戸 敏三 | 15 |
| 広域産業振興担当副担当委員 橋下 徹 | 18 |
| 副広域連合長・広域職員研修担当・広域農林水産担当委員 仁坂 吉伸 | 20 |
| 山陰海岸ジオパーク推進担当委員 平井 信治 | 21 |

福山 守議員

| | |
|----------------------------------|----|
| ・ 災害時における広域医療体制の整備について | 22 |
| ・ 関西の農林水産業発展に向けた「輸出対策」の取組について | 23 |
| ・ 環境と経済の両立を実現する森林吸収源対策の推進について | 24 |
| ・ 様々な危機に備えた連合の危機管理対策について | 24 |
| 広域医療担当委員 飯泉 嘉門 | 25 |
| 副広域連合長・広域職員研修担当・広域農林水産担当委員 仁坂 吉伸 | 26 |
| 広域環境保全担当委員 嘉田 由紀子 | 26 |
| 広域連合長 井戸 敏三 | 27 |

小玉 隆子議員

| | |
|---|----|
| ・ 広域観光・文化振興分野の取り組みについて | 27 |
| (1) これまでの海外プロモーションの成果について | 27 |
| 広域観光・文化振興担当委員 山田 啓二 | 28 |
| ・ 広域産業振興分野の取り組みについて | 29 |
| (1) 広域産業振興分野でのプロモーションの方向性及び IT 技術を活用した情報発信について | 29 |
| 広域産業振興担当委員 松井 一郎 | 29 |
| ・ 国出先機関対策について（要望） | 30 |
| (1) 関西広域連合における国出先機関の移管に向けた具体的項目・課題の洗い出しについて（要望） | 30 |

西村 昭三 議員

| | |
|---|----|
| ・ 構成自治体以外の市町村等へのきめ細かな情報提供について | 31 |
| ・ 将来の道州制を踏まえた、今後の関西広域連合のあり方について（今後の広域連合のあり方） | 31 |
| ・ 将来の道州制を踏まえた、今後の関西広域連合のあり方について（政令市が果たす役割や意義を踏まえた今後の広域行政のあり方） | 32 |
| 広域連合長 井戸 敏三 | 32 |
| 広域産業振興担当副担当委員 竹山 修身 | 33 |

上島 一彦議員

| | |
|----------------------------|----|
| ・ 国出先機関対策について | 34 |
| (1) 構成府県内の市町村の慎重意見への対応について | 34 |
| 広域連合長 井戸 敏三 | 34 |
| (2) 公共事業の箇所付けと市町村の慎重意見との関係 | 35 |
| 広域連合長 井戸 敏三 | 35 |

| | |
|--------------------------|----|
| (3) 持ち寄り事務の検討について | 36 |
| 広域連合長 井戸 敏三 | 36 |
| (4) 市町村に対する理解醸成について (要望) | 37 |

吉田 利幸議員

| | |
|----------------------------------|----|
| ・ 東日本大震災を教訓にした今後の広域防災について | 38 |
| (1) 広域防災に対する取組みについて | 38 |
| (2) 意思決定手続きの迅速化について | 39 |
| 広域連合長 井戸 敏三 | 39 |
| ・ 関西広域連合における農林水産業の振興について | 40 |
| (1) 農林水産業の振興にあたっての戦略について | 40 |
| (2) 農林水産業の振興に関する具体的な方策について | 41 |
| 副広域連合長・広域職員研修担当・広域農林水産担当委員 仁坂 吉伸 | 41 |
| ・ 広域産業分野の取組について | 42 |
| 広域産業振興担当委員 松井 一郎 | 42 |
| ・ 広域観光について | 43 |
| (1) 文化資源の活用による観光集客について | 43 |
| (2) 観光人材の育成と人脈の活用について | 43 |
| 広域観光・文化振興担当委員 山田 啓二 | 43 |

山口 信行議員

| | |
|-------------------------------|----|
| ・ 国出先機関対策について | 44 |
| (1) 特例法案の修正について | 44 |
| (2) 移管後の姿について | 44 |
| ・ 原子力災害対策について | 45 |
| (1) 放射線に対する正しい理解について | 45 |
| (2) 関西防災・減災プラン原子力災害対策編の内容について | 46 |
| ・ 住宅再建共済制度の広域連合構成団体への拡大について | 46 |
| 広域連合長 井戸 敏三 | 47 |

山口 勝議員

| | |
|---|----|
| ・ 国の出先機関対策と構成府県の市町村との連携について | 49 |
| (1) 国の出先機関の事務、権限移譲に係る法律案の動向と今後の取り組みについて | 49 |
| (2) 市町村との協調関係の構築について | 50 |
| (3) 今後の関西広域連合の執行体制について | 50 |
| 国出先機関対策委員委員長 嘉田 由紀子 | 51 |
| 広域連合長 井戸 敏三 | 51 |
| ・ 第一次産業の取り組み等について | 52 |
| (1) 関西広域連合における「地産地消」のイメージについて | 52 |
| (2) 今後の事務の推進方針について | 53 |
| 副広域連合長・広域職員研修担当・広域農林水産担当委員 仁坂 吉伸 | 53 |

| | |
|---|----|
| 井上 与一郎議員 | |
| ・ 4政令市が加入した関西広域連合の今後の事業展開及び4政令市加入の意義 とその役割について | 54 |
| 広域連合長 井戸 敏三 | 55 |
| 広域観光・文化振興副担当委員 門川 大作 | 55 |
| 家森 茂樹議員 | |
| ・ 「関西広域連合の責任と権限について」 | 56 |
| (1) エネルギー検討会の取り組みについて | 57 |
| ①10%以上の節電とした根拠、強制力と権限、広域連合の責任について | 57 |
| ②節電の取り組みについて | 57 |
| ③中長期的な方針を含めたエネルギー政策の考え方について | 57 |
| (2) 広域インフラ検討会の北陸新幹線の取り組みについて | 57 |
| ①敦賀以西のルートを提案した理由について | 57 |
| ②敦賀以西ルートの関係自治体への説明、調整について | 57 |
| ③関西広域連合が責任を負うことについて | 58 |
| ④正規の分野事務として規約等の改正を行うことについて | 58 |
| (3) 企画調整事務について | 58 |
| ①企画調整事務について | 58 |
| 広域連合長 井戸 敏三 | 58 |
| 21 第9号議案から第11号議案 表決 | 61 |
| 22 第8号議案 総務常任委員会付託 表決 | 61 |
| 23 意見書案(第2号上程) | 61 |
| 24 議事順序省略議決 | 62 |
| 25 表 決 | 62 |
| 26 閉 会 宣 言 | 62 |

○議事日程

平成 24 年 8 月 23 日

午後 1 時開会

- 第 1 諸般の報告
 - 第 2 議席の指定及び変更
 - 第 3 会議録署名議員の指名
 - 第 4 会期決定の件
 - 第 5 第 8 号議案から第 11 号議案まで
 - 第 6 一般質問
 - 第 7 第 9 号議案から第 11 号まで（討論、表決）
 - 第 8 第 8 号議案（委員会付託、閉会中の継続審査に付する件）
 - 第 9 意見書
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 諸般の報告
 - 日程第 2 議席の指定及び変更
 - 日程第 3 会議録署名議員指名の件
 - 日程第 4 会期決定の件
 - 日程第 5 第 8 号議案から第 11 号議案まで
 - 日程第 6 一般質問
 - 日程第 7 第 9 号議案から第 11 号議案まで（討論、表決）
 - 日程第 8 第 8 号議案（委員会付託、閉会中の継続審査に付する件）
 - 日程第 9 意見書
-

出席議員 (28 名)

| | |
|--------------|----------------|
| 1 番 谷 康 彦 | 15 番 山 口 信 行 |
| 2 番 家 森 茂 樹 | 16 番 中 拓 哉 |
| 3 番 吉 田 清 一 | 17 番 中 村 裕 一 |
| 4 番 田 中 英 夫 | 18 番 尾 崎 要 二 |
| 5 番 山 口 勝 | 19 番 福 間 裕 隆 |
| 6 番 中小路 健 吾 | 20 番 藤 井 省 三 |
| 7 番 上 島 一 彦 | 21 番 山 口 享 |
| 8 番 杉 本 武 | 22 番 福 山 守 |
| 9 番 富 田 健 治 | 23 番 北 島 勝 也 |
| 10 番 横 倉 廉 幸 | 24 番 竹 内 資 浩 |
| 11 番 吉 田 利 幸 | 25 番 井 上 与 一 郎 |
| 12 番 岸 口 実 | 26 番 木 下 誠 |
| 13 番 大 野 ゆきお | 27 番 小 玉 隆 子 |
| 14 番 日 村 豊 彦 | 28 番 西 村 昭 三 |

(オブザーバー) 藤 原 武 光

欠 席 議 員 (0名)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 角 善 啓 総務課長 田 中 基 康
調査課長 立 石 和 史

説明のため出席した者の職氏名

| | |
|----------------------------------|-----------|
| 広域連合長、広域防災担当委員 | 井 戸 敏 三 |
| 副広域連合長、広域職員研修担当委員 | 仁 坂 吉 伸 |
| 広域観光・文化振興担当委員、国出先機関 対策委員会副委員長 | 山 田 啓 二 |
| 広域産業振興担当委員、資格試験・免許等 担当委員 | 松 井 一 郎 |
| 広域医療担当委員 | 飯 泉 嘉 門 |
| 広域環境保全担当委員、国出先機関対策委 員会委員長 | 嘉 田 由 紀 子 |
| 委員（山陰海岸ジオパーク推進担当） | 平 井 伸 治 |
| 広域産業振興担当副担当委員 | 橋 下 徹 |
| 広域産業振興担当副担当委員 | 竹 山 修 身 |
| 本部事務局長 | 中 塚 則 男 |
| 広域防災局長 | 杉 本 明 文 |
| 広域観光・文化振興局長 | 松 村 明 子 |
| 広域産業振興局長 | 金 田 透 |
| 広域医療局長 | 武 田 吉 弘 |
| 広域環境保全局長 | 中 嶋 良 立 |
| 広域職員研修局長 | 米 澤 朋 通 |
| 広域産業振興局農林水産部長 | 増 谷 行 紀 |

午後1時00分開議

○議長（田中英夫） これより平成24年8月関西広域連合議会定例会を開会し、直ちに
本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、広域連合長からあいさつの申し出がありますので、これを許可し
ます。

井戸広域連合長。

○広域連合長（井戸敏三） 本日、関西広域連合議会平成24年8月定例会の開会に当た
り、提出議案の説明に先立ち、一言ごあいさつを申し上げます。

関西広域連合は、平成22年12月設立以来、1年8ヵ月が経過しました。この8月14日には、京都市、神戸市の加入について、総務大臣の許可があり、4政令市の加入が完了しました。府県レベルの業務を行う広域連合として、権能、事務執行力が基本的に関西全体で担保されたこととなります。今後、一層、一体的かつ効率的な事業展開に努めます。

現在、広域防災、観光・文化、産業、医療、環境など、7つの分野について3月に策定した分野別広域計画に基づき、広域事務の本格化に向け、全力を挙げています。

また、関西共通のさまざまな課題に対応するため、首都機能バックアップ構造の構築、広域インフラ、節電対策、エネルギー政策、関西イノベーション国際戦略総合特区などにも積極的に取り組んでいます。

さらに、連合議会から提案のあった第1次産業への取り組みについても、7月25日付で広域産業振興局に農林水産部を設置する形で体制整備を行いました。地産地消等の推進方策の検討を鋭意進めてまいります。

とりわけこの夏の電力需給見通しを踏まえた節電対策については、7月2日から平成22年度比で15%以上の節電目標をもとに、家庭や事業者に対して取り組みを求めました。その上で、大飯原発の稼働状況を踏まえ、3号機の本格稼働後は、節電目標を10%以上に改定するとともに、産業活動に支障のない範囲で取り組むこととし、これについては4号機の稼働後も維持するという方針を決定しております。

現在のところ、懸念された計画停電という事態には陥っていませんが、引き続き油断することなく、圏域の皆さんに広く節電の取り組みを呼びかけ、ご協力をお願いし、実効性のある節電対策に取り組んでまいります。

災害廃棄物広域処理については、阪神淡路大震災を経験した関西として、統一の受け入れ目安値を設定するとともに、フェニックス処分場に対して受け入れに向けた検討と、個別評価への国への申請を依頼していましたが、先日、環境省から可燃物、木くずについて新たな受け入れ自治体の調整は行わない。フェニックスから申請のあった個別評価は実施しない旨の回答がありました。

したがって、大阪府、大阪市での対応に期待するとともに、引き続き被災地の動向等を注視してまいります。

被災地の復旧・復興には、まだまだ時間を要します。今後とも関西広域連合として、被災地への支援を継続してまいります。

また、関西経済の浮揚に向けた重要な取り組みであります関西イノベーション国際戦略総合特区については、7月4日に公表された規制の特例措置に関する国との協議結果を見ましても、関西から優先提案していた23項目のうち、合意に至ったものが4項目にとどまるなど、事業が円滑に進みがたい状況にあります。

こうしたことを踏まえ、7月26日には、規制緩和などに関する特例措置の速やかな実現、支援措置の適用エリアの追加拡大、特区戦略推進費の積極的活用の3点につきまして、関西国際戦略総合特別区域地域協議会とともに、藤村内閣官房長官を初め、政府に対し要請しました。引き続き、官民で力を合わせ、特区推進に取り組めます。

国出先機関対策については、6月8日のアクションプラン推進委員会において、国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律案が提示され、政府内での取りまとめは一旦なされたものの、与党との調整が進まず、まだ閣議決定がなされていない状況にあります。

こうした中で、法案の国会への早期提出と成立に向けて、与党・民主党関係者に要請を行ったほか、私や国出先機関対策委員会委員長である嘉田委員長名で、コメントや緊急声明を発出してきました。

また、関西広域連合議会におかれましても、国出先機関の関西広域連合への移管推進を求める意見書を採択していただいております。今国会の会期末が9月8日と間近に迫り、改革は正念場を迎えています。慎重な意見がある市町村に対して、各構成府県とともに、意見交換会などを実施しており、関係方面に引き続き理解と協力を求めてまいりますとともに、法案の早期提出と成立を、政府及び国会に粘り強く求めてまいります。

提出した議案第8号議案から第11号議案までを一括してご説明します。

まず、第8号議案、平成23年度関西広域連合一般会計歳入歳出決算報告の件です。

平成23年度の決算は、一般会計で歳入5億2,121万6,847円、歳出5億1,527万9,381円となりました。歳入歳出差し引き残額につきましては、593万7,466円であります。不用額が発生した主な理由としましては、ドクターヘリの運航経費において、想定した事業見込みと実績との間に乖離が生じたことによるものであります。

なお、別冊で地方自治法233条第5項の規定に基づき、主要な施策の成果を説明する書類も合わせて提出しております。

この決算につきましては、先に監査委員の審査に付しましたところ、別添のとおり、決算審査意見書の提出がありましたので、今回、議会に報告するものです。

次に、第9号議案、平成24年度関西広域連合一般会計補正予算の件です。

歳入歳出それぞれ3,926万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を6億9,373万5,000円と定めるものです。

主な補正要因といたしましては、政令市加入に伴う本部事務局派遣職員の人件費負担金3,000万円、関西観光イヤー2013の実施に伴うPR経費等で600万円、及び広域産業局農水産部の設置に伴う初期費用30万円です。財政調整基金間の繰り入れ296万8,000円を除く財源としましては、平成23年度からの繰越金593万6,000円を充当し、3,036万4,000円について、4政令市を含む各構成団体からの負担金をお願いしております。

次に、条例案件は、第10号議案、関西広域連合職員定数条例の一部を改正する条例制定の件等2件です。

関西広域連合職員定数条例の一部を改正する条例につきましては、本部事務局計画課、議会事務局の今後の拡充を想定したものです。

その他の改正は、関係法令の改正等に伴う所要の規定整備を行うものです。

以上で、提出議案の説明を終わります。

議員の皆様におかれましては、よろしくご審議の上、適切なお議決をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（田中英夫） 次に、8月14日付で京都市及び神戸市が加入したことにより、4政令市がすべてそろったところであります。

この際、4政令市の連合委員から発言の申し出がありますので、順次これを許可いたします。

まず、橋下広域連合委員から発言の申し出がありますので、これを許可します。

橋下委員。

○広域産業振興副担当委員（橋下 徹） 政令市が加わることによって、さらに広域連合が活性化といいますか、力を持つことを、また、そのようになることを府民の皆さん、県民の皆さんが非常に期待していると思いますので、その期待に沿えるように頑張っていきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（田中英夫） 次に、竹山広域連合委員からの発言の申し出がありますので、これを許可します。

竹山委員。

○広域産業振興副担当委員（竹山修身） 平成24年8月14日付で京都市・神戸市が関西広域連合に正式加入され、まことにおめでとうございます。これで、関西の4政令市、すべてが関西広域連合に加入したことになり、大変うれしく思っております。

堺市は、大阪市とともに本年の4月23日に、一足先に関西広域連合に加入いたしました。加入以降、連合委員会や連合議会では、福井の大飯原子力発電所の再稼働問題や、今夏の節電対策など、さまざまな案件について活発な意見を述べてまいりました。今後とも、皆さん方とともに、関西がより元気になるように、ご議論を述べてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（田中英夫） 次に、門川広域連合委員からの発言の申し出がありますので、これを許可します。

門川委員。

○広域観光・文化振興副担当委員（門川大作） 京都市長の門川大作です。皆さん方のご尽力によりまして、京都市も関西広域連合に正式加盟させていただきました。政令指定都市は、広域的な職務を担うと同時に、住民に最も身近な基礎自治体としての役割も担っております。

関西広域連合がより一層、地域主権時代に、生き生きとした活動ができるように、住民に近い活動ができるように、京都市といたしましても、大阪、神戸、堺、ともどもに頑張っていきたいと思っております。関西から日本を元気にしていく。同時に、1,200年を超える悠久の歴史を誇るこの京都が、文化や観光、大学、物づくり等においても、京都ならではの力を生かして、議会とともに役割を果たしていきたいと思っております。これからもどうぞよろしくお願ひします。

○議長（田中英夫） 次に、矢田広域連合委員から発言の申し出がありますので、これを許可します。

矢田委員。

○広域防災副担当委員（矢田立郎） 神戸市長の矢田でございます。このたび8月14日付をもちまして、関西広域連合の一員として参入を認められました。これもひとえに皆様方の大きなご支援のおかげでございます。

今、この状況として、全体のやはり大きな争点になっておりますのは、何と言いましても、この地方分権の問題でございますけれども、それに向けての取り組みという点で、関西広域連合が果たす役割というものは、大変大きなものがあるわけでございます。そして、そういった中で、当面、この出先機関の問題を早く結論を出していただきたいというふうに申し上げておるわけでございますので、そうした点を初め、さまざまな状況の中で、今、議論をされておりますが、首都機能のバックアップ機能というふうなものも、この東日本

大震災を契機にして、大きくクローズアップされてきておるわけでございます。

いずれにしても、関西は日本の一つの大きな核としてあるわけでございますので、そうした中で、私たち政令市もその中に加えていただきまして、そして、皆さん方と一緒に、これからの関西の発展に向けて、大きな役割を一つでも果たしていけたらというふうにも考えてございますので、よろしくお願い申し上げまして、ごあいさつにかえさせていただきますと思います。

当面、神戸市は防災関係の副担当として機能をさせていただきたいというふうに希望を申し上げておりますので、よろしくお取り計らいをいただきますようお願い申し上げます、ごあいさつにいたします。どうかよろしくお願い申し上げます。

○議長（田中英夫） これより日程に入ります。

日程第1

諸般の報告

○議長（田中英夫） 日程第1、諸般の報告を行います。

まず、議員の異動報告を行います。

去る8月17日付で京都市会から井上与一郎君が新たに選出されましたので、ご報告いたします。

また、井上与一郎君の選出に伴う常任委員会委員の選任については、閉会中でありましたので、委員会条例第5条第1項に基づき、私から井上与一郎君を総務常任委員会、産業環境常任委員会及び防災医療常任委員会の委員に指名しましたので、ご報告を申し上げます。

また、本日は、神戸市会から藤原武光議長にオブザーバーとして出席していただいておりますので、ご報告を申し上げます。

次に、出席要求理事者の報告であります。理事者側へ要求し、その写しをお手元に配付しておきましたので、ごらんおき願います。

日程第2

議席の指定及び変更

○議長（田中英夫） 次に、日程第2、議席の指定及び変更を行います。

このたびの新たな議員選出に伴い、議席を変更する必要が生じたので、ただいまご着席の議席に変更及び指定をいたします。

日程第3

会議録署名議員の指名

○議長（田中英夫） 次に、日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、私から、杉本 武君、及び中村裕一君を指名いたします。

日程第4

会期決定の件

○議長（田中英夫） 次に、日程第4、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中英夫）　　ご異議なしと認め、さよう決めます。

日程第5

議第8号議案から第11号議案まで

○議長（田中英夫）　　次に、日程第5、第8号議案から第11号議案までの4件を一括議題といたします。

提案理由につきましては、冒頭、井戸広域連合長から説明のあったとおりであります。お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案4件に対する質疑については、一般質問と合わせて行い、第9号議案から第11号議案までの議案3件については、討論及び採決は一般質問終結後に行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中英夫）　　ご異議なしと認め、さよう取り扱います。

日程第6

一般質問

○議長（田中英夫）　　次に、日程第6、一般質問を行います。

理事者の皆様に申し上げます。

時間の関係もごございますので、答弁は簡潔かつ適切、明瞭にさせていただきますよう、よろしく願いをいたします。

通告により、順次発言を許します。

まず、中 拓哉君に発言を許します。

中 拓哉君。

○中 拓哉議員　　皆さん、こんにちは。私、なかなか頑張る中拓哉と自分で宣伝しながら選挙戦を戦いまして、和歌山県議会に2期目でございます。和歌山市議会2期8年やった後、県議会に当選させてもらいまして、このたび6月に和歌山県1名という追加の中で、和歌山県議会から選任されました。どうぞ皆さんよろしく願い申し上げます。

さて、広域連合の議場で初めて立ちます。いささか緊張しておりますけれども、和歌山県民の声を背負って一生懸命頑張りますので、よろしく願いします。

まず、関西広域連合を含む関西域全体の電力の安定供給についてお伺いします。

東日本大震災に伴う東京電力福島第1原子力発電所のあの事故を起因といたしまして、原子力発電に対する国民の目線はいよいよ厳しくなっております。また、関西広域の住民の生活を守り、経済活動を円滑に進めていくためには、関電さんの電力の安定供給が極めて重要であります。

一方、関西広域連合では、原子力発電への過度の依存を見直し、新たなエネルギー社会の構築を目指していくため、関西における中長期的なエネルギー政策の考え方を取りまとめることにしておりましたし、先ほど、今日は朝、会議だったんでしょ、ちょっと若

干延びたようでございますが、当初の計画では24年度をめどにまとめるとのことでもございました。

原子力発電への依存度低下のための代替え方策としては、太陽光発電を初めとした再生可能エネルギーの普及拡大が重要と認識していますが、既存の火力発電所が老朽化していく中で、化石燃料に比べて環境負荷の少ないLNG、液化天然ガスを燃料とする関西電力和歌山火力発電所の早期の建設再開は、関西圏域にとりましても、電力の安定供給にとって非常に大変重要な意義があると考えます。

そこで、関西広域連合といたしましても、関西における中長期的なエネルギー政策の考え方を取りまとめるに際し、和歌山火力発電所の建設促進を関西電力に積極的に働きかけを行うなど、関西における効率的かつ安定、安全なエネルギー需給体制の構築を検討していくべきと考えますので、その辺に対するご見解をお伺いいたします。よろしく申し上げます。

○議長（田中英夫） 松井委員。

○広域産業振興担当・資格試験・免許等担当委員（松井一郎） 関西圏域の電力の安定供給について、お答えをいたします。

東日本大震災に伴う電力供給不足を契機として、緊急時の地域における自主的なエネルギーの確保など、新たなエネルギー社会づくりを見通した需要サイドの視点に立った地域分散型エネルギー政策の確立が重要であります。

関西広域連合においては、昨年来、関西における地理的な条件やポテンシャル等を勘案した、関西における中長期的なエネルギー政策の考え方を取りまとめることを確認しており、現在、まずは実務レベルでさまざまな作業をさせていただいております。

LNG火力発電は、温室効果ガスや窒素酸化物などの排出の少ない火力発電であり、その増強を図ることは、関西地域における電力供給の安定化を図る上で、一つの有力な選択肢と認識をいたしております。

今後、関西における効率的かつ安定的なエネルギー供給体制のあり方について、関西広域連合として力強く発信できるように検討を進めてまいります。

○議長（田中英夫） 中 拓哉君。

○中 拓哉議員 ありがとうございます。それで、力強く発信していただくに際しまして、和歌山の西防波堤沖の埋め立てが完了しまして、いろんな手続がもう終わってまして、関電さんは工事に着手しておりました。しかしながら、電力需要の見通しが立たないということで、工事が16年にその後中止になってしまっているもので、再開しようと思ったら、そんなに難しくないわけです。そういったこともありますので、370万キロワット、原発4基分の能力を誇る、このエネルギー基地として、和歌山を先ほどいろんなところで分散してというふうなこともありましたので、取り入れてはどうかと、こういうことを思うんですけど、とりわけ和歌山を特化した形の発言というのはいただけないでしょうか。

○議長（田中英夫） 松井委員。

○広域産業振興担当・資格試験・免許等担当委員（松井一郎） 関西電力の和歌山のLNG発電所の事前の協議がすべて整っているところは、大阪府知事としては承知をさせていただいております。我々も関西電力さんに対しまして、さまざまな、あらゆる可能性を検討させていただいて、新たな電力供給体制というものをお願いをしているところであり

まして、まさに先生が今お話になられました和歌山のLNGについても、その中の一つであるというふうにとらえております。

○議長（田中英夫） 中 拓哉君。

○中 拓哉議員 では、次の問題に移ります。

次に、この夏の節電対策の評価についてお伺いしたいと思います。

関西電力管内では、当初、この夏、電力供給量が最大で19%から不足するであろうとの試算が示されまして、計画停電や電力使用制限令の発動が検討されるなど、産業や府県民への生活に重大な影響が懸念されました。私の家にも、あなたの地区は何地区ですよというような案内状もいただきました。

このような状況の中、関西広域連合では、当初、節電目標を15%以上として、域内の府県民や事業者にも節電を要請してまいりました。先月、大飯原発3・4号機が再稼働し、電力供給力が改善したこともあり、実際に節電要請が始まった7月2日以降の電力需給状況は、電気の使用率がおおむね90%未満と、毎日のニュースでも伝えてくれて、安定的に推移しているようでございます。

7月30日に関西電力は、この夏、節電要請期間中の電力総需要実績は、平成22年度比で9%の節電効果があったと試算を発表しました。去年の夏の節電効果が5%であったことを考えると、節電が定着していると伺えます。

そこで、この夏、関西広域連合における節電対策の中でも、関西広域連合がかねてから電力需給等検討プロジェクトチームを設置し、関西電力さんの電力需給見通しを検証の上、節電目標を設定するなど、さまざま独自の取り組みのほか、家族でお出かけ節電キャンペーンや、節電トライアル宝くじなどの事業に取り組んできております。これらの取り組みが、7月実績で9%という節電効果にも結びついたと思われるわけでございますけども、こういった活動について、まだ夏は終わってませんが、現時点での評価をお願いします。

もう一つ、続けて、去年から実施している関西スタイルのエコポイント事業、これも住宅、太陽光発電システム、複層ガラス、内装の設置、いろいろ頑張ったら点数くれますし、家庭の省エネ、私も家にエネファームつけました。そういったことで、点数は残念ながら7月からだったので、私、5月につけたので、ポイントはもらえなかったんですけども、そうやって取り組んだ人間もおるわけですので、効果があるかと思うんですけども、そこらの現状や評価についてお伺いします。

○議長（田中英夫） 嘉田委員。

○広域環境保全担当委員（嘉田由紀子） 2点のご質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の節電対策の評価でございます。

節電要請を開始しました7月2日からこの8月17日までのピークカット、14時から15時については、一昨年の平成22年に比べて平均で約310万キロワット、率にして11%減少しております。部門別に見ると、家庭用で約11%、業務用で同じく約11%、産業用で約12%となっております。

節電の呼びかけに加えまして、官民合わせて議員ご指摘のように家族でお出かけ節電キャンペーンなど、これにつきましては約1,380施設のご協力をいただきました。また、事業者としても、関西電力の計画調整特約など、各種節電対策にご協力いただき、今回の効果があらわれたものと感謝を申し上げます。

また、電力の総使用料ですが、7月の1ヵ月ですが、22年に比べて約11%減少しております。部門別では家庭用で約15%、業務用で約12%、産業用で約7%となっております。特に家庭ではピークカット対策に加えて、24時間全体の1日を通しての節電に取り組んでいただいた結果であると感謝を申し上げたいと思います。関西電力の供給範囲がほぼカバーできている、この広域連合だからこそ、このような呼びかけの成果が出たものではないかと評価をしております。

次に、2点目の関西スタイルのエコポイント事業でございます。

エネファームでご協力いただいていること、ありがとうございます。エコポイントの原資を提供いただいている企業は、現在6社となっております。また、対象となる商品サービスは、総エネとしては太陽光発電システムや家庭用の燃料電池、また、省エネとしては、住宅の断熱効果を高める内窓や真空ガラス、太陽熱や地域産材を利用した住宅、クールビズ対象の衣類のリサイクルなどがございます。

昨年度の試行事業では、太陽光発電システム、内窓、真空ガラスなどを対象といたしまして、半年間で1ポイント1円相当で全体で約3,750万ポイントが付与されております。今年度は省エネ製品などの商品の購入に加えまして、エアコンのクリーニングなど、サービスの購入にも対象を広げ、6月から本格展開したところであります。今後、その実績を取りまとめてまいります。

また、恒久的な実施が可能となるよう、参加企業にポイントを提供いただく制度としております。今後とも、この趣旨にご理解をいただきまして、省エネ・節電につながる多様な商品サービスの充実を図るため、より多くの企業にご参加いただけるよう、積極的に取り組みを進めたいと考えております。どうかよろしくお願い申し上げます。

○議長（田中英夫） 中 拓哉君。

○中 拓哉議員 非常に、一般家庭には定着しているし、いいことだと思うんですけども、この事業そのもの、おでかけ節電キャンペーン、トライアル宝くじ、あるいは関西スタイルエコポイント、まだまだ皆さんに普及してないように思うんですね。和歌山県でも梅干しやら梅酒やらも提供してくれてますし、あるいは遊園地の券なんかもしてくれてますけども、まだまだ住民にそんなに定着しているわけじゃないように思います。せっかくいいことですので、お水のことなんかでは、上流は下流を思い、下流は上流に感謝すると、こういったことで、滋賀県さんなんかもおっしゃっているようでございますので、やっぱり電力の供給地、消費地という言い方がいいのかどうかわかりませんが、供給しているところにも感謝しながら、こういったエコポイントをどんどん進めて、住民の皆さんに電力問題をどんどんアピールしていったら、我が事のようにしてもらおうということが大事じゃないか、これは意見として申し上げたいと思います。

それで、時間もちょっと押してくるのかわかりませんので、最後に、奈良県の加入のことについてお聞きします。

先ほど井戸さんからもお話がありましたが、国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律、この案文も見せてもらいまして、勉強もしておりますけども、結局、奈良県のこと常にかかかりますので、お尋ねします。

国の出先機関の移管につきましては、東日本大震災の発生や紀伊半島大水害などのときの大騒ぎのときに、和歌山県でも見られたわけですけども、国の出先機関が廃止されると、

大規模災害等に対応できないのではないかと、こういった懸念が市町村長から示されております。広域連合への事務移管について、慎重な対応を求める声も一方であるのも事実でございます。

現在発表されております、この法案の内容を見ると、国の出先機関の事務等の移譲を受ける特定広域連合の定義については、法律2条によりまして、「2以上の都道府県が加入する広域連合であって、これを組織する都道府県の区域を合わせた区域が移譲対象特定地方行政区間の管轄区域を包括するもの」、ちょっと文章ややこしいですけど、そういうことになってまいります。

また、「移譲される出先機関の管轄区域については、当該管轄区域に含まれないこととすることについての相当の合理性が認められるものとして、政令で定める区域を除く」とされております。政令について、別途定められるため、詳細は現時点でわかりませんが、移譲対象特定地方行政機関、すなわち広域連合に移譲される国の出先機関は経済産業局、地方整備局、地方環境事務所の3機関とされており、関西に所在する3機関とも奈良県を管轄区域としていることから、奈良県を含まないことについての相当の合理性が認められなければ、法案2条の要件を満たさない、こういうことになるのではないかと心配しております。

つまり特例法案が提出されて、衆参両院で可決して、成立したとしても、奈良県が未加入である限りは、関西広域連合は国の出先機関の受け皿とはなり得ない、こういうおそれがあると考えます。この懸念を払拭するために、奈良県により一層、関西広域連合に加入について働きかけを行う必要があるのではないのでしょうか。

また、現在、奈良県の人や奈良県民に対しても、先ほどのエコポイントの事業や観光ルート of 奈良観光地もちゃんと宣伝しておりますし、それなりに関西広域連合は奈良も含んだ形で活動していますが、一方、ビジネスマッチング事業や広域産業振興、広域環境保全、そういった事業については残念ながら奈良県は含まれておりません。そういうことからかんがみて、奈良県の当局や議会だけでなしに、奈良県民に対しても、広く私たちPRして、早く入るよう働きかけをしなければならぬかと思えます。

奈良県の加入に向けた、これまでの取り組みと、今後の見通しについて、連合長、お答え願います。

○議長（田中英夫） 井戸広域連合長。

○広域連合長・広域防災担当委員（井戸敏三） 奈良県の加入については、私どもこれまでも奈良県知事や県議会、広域行政調査特別委員会の皆さんとも意見交換をするなど、働きかけを行ってきております。

ただ、今までの状況で記者会見などのご発言を見る限り、奈良県知事は依然として参加に積極的ではないというふうを受け取れます。しかし、一方、奈良県議会の広域行政調査特別委員会は、関西広域連合への参加の是非については、両論併記の報告を取りまとめられております。

私は、やはりご指摘のように、関西に奈良が含まれないということはいかがだろうかというふうに、常識的に考えるべきだと思いますので、ぜひとも奈良県に加入をしていただきたい、このように考えております。法律的な解釈は、また別のいろんな議論があろうと思いますが、法律的な解釈ではなくて、事実問題としてぜひ入っていただきたい、このよ

うにも考えております。

また、関西広域連合は、一部の分野や事業のみでも参加ができるということになっております。例えば、広域防災とか観光ですとか、あるいは資格試験といった奈良県もきっと関心が高いと思われる分野についてでも入っていただくということも、このような部分参加を促すということも一つの手法ではないか、このように思います。

したがいまして、私どもとしましては、先ほど言いましたように、関西全体として広域的な行政課題に取り組むということを基本として、奈良県にぜひ関西の一員として参加してほしい、これが基本であります。私も近々、奈良県に出かけて働きかけをしていきたい、このように考えているものでございます。

ただ、奈良県民の皆さんに、広域連合が今のこのような状況の中で、じかに働きかけをすることは、まだ控えさせていただいたほうがいいのではないかと。まずは知事や議会の皆様、関係の皆様へ理解を深めていくということが第一義ではないかと、このように考えている次第でございます。

広域連合の議員の皆様も、ぜひ応援をしていただきますと幸いです。よろしくお願いいたします。

○議長（田中英夫） 中 拓哉君。

○中 拓哉議員 一つ、私自身の感情で申し上げますと、昔、高校野球、和歌山と奈良で決戦してからでしか甲子園に行けませんでした。そういう意味では、和歌山が勝つにしろ、奈良が勝つにしろ、常に応援しておりました。しかし、今はもう各県1校ずつと出れるので、和歌山を応援するんですけども、そんなときにやっぱり和歌山智弁が負けて、ほかの学校を応援していくときに、やはり広域連合の中のチームを応援するようになってきました。それが一つの土壌というか、醸し出している一つだと思います。

そんなときに、鳥取城北と天理が対戦したときに、僕は鳥取を応援しました。残念ながら負けましたけども、そういう気持ちの醸し出す部分が、やはりこの広域連合にはあるんですね。そういう意味からも、実際、住民に働きかけてもらって、奈良、何をしてるの、早く入らないと遅れるよと、こういう気持ちを持っていくということも大事だと思いますので、積極的に働きかけていただきたいと思います。

また、こういう機会をいただいて、また、橋下市長や松井知事に平成維新のことも聞きたいんですけど、それはまた次の機会に譲りまして、とりあえず私の質問は以上で終わらせてもらいます。ありがとうございます。

○議長（田中英夫） 次に、山口 享君に発言を許します。

山口 享君。

○山口 享議員 鳥取の山口でございます。城北高校を応援していただきまして、まことにありがとうございます。

まず、関西広域連合の連合委員会、連合議会、この3分野しか加入していない鳥取県において開催していただくことにつきまして、心から皆さん方にお礼と感謝を申し上げます。

ところで、鳥取県でございますけども、国際的な有名な漫画家、水木しげるさんであるとか、青山剛昌、谷口ジロー先生を輩出した地域でございます。このことにちなみまして、現在、国際まんが博を全県的な展開で取り組んでおるところでございます。

ところで、鳥取県は古くから関西との密接な関係が強く、幹線の道路、鉄道の起終点も

ほとんどが京都、大阪でございます。人的な交流のみならず、物流の交流においても深い関係があります。また、関西の復権と国の出先機関の地方への移譲を目指して結成されたこの関西広域連合は、権限と財源の移譲によって、自主自立を検討しながら、グローバル化する今日において、国際的な視野に立って、みずから持つ多様な個性や強みを生かしながら、ともに府県の枠組みを越えて、広域的連携を強化し、行動する組織として全国的に注目されているところでございます。自主自立を目指しながら、関西を復権させていくことこそが、おのおの地域の発展につながるものと思っております、私どもは期待をしております。

それでは、質問に入りますけれども、まず、国の出先機関の移譲についてでございますけれども、井戸連合長にお伺いします。

連合長及び嘉田委員長が、国の出先機関の移譲についてご努力されているということにつきまして、高く評価するものであります。しかし、国の特定地域地方行政機関の事務の移譲に関する法律案は、閣議決定すらまだされていないのでございます。国の権限移譲に伴う財源措置や、職員の引き継ぎは何ら規定もされておられないのであります。これは政治主導をとられる民主党政権下にあつて、官僚主導に変わったのが大きな要因ではないかと私は思っております。

また、同法案では、関西広域連合に先ほど話がございましたけれども、奈良県が加入していないことについて、相当の合理性が認められればとしておりますけれども、国は実際に認めるのかはっきりと明示していない状態であります。

また、移譲する事務が地方裁量権のある自主事務ではなく、国の事務を処理する法定受託事務として、事実上、広域連合そのものが国の出先機関化してしまい、結局、何も変わらないような状態になるのではないのでしょうか。いかがでしょうか。

一方、民主党政権の中において、政策責任者からは、河川治水の管理は地方に任せておけないとの発言がございました。

そこで、連合委員会、連合議会において、政党や国会議員に対する理解を得るような対応や意識改革を求める努力が欠けていると思っております。今後、政党、国会議員に対するアプローチ、意識改革をどう求めていくかということが大きな課題になるのではなからうかと思っております。

現在、井戸連合長と嘉田委員長が出席しておられます国のアクションプランの推進委員会でございますけれども、ここにもっと多くの委員が出席して、あらゆる角度で関西広域連合の考えを主張すべきであると考えますが、いかがでしょうか。

また、権限の移譲に対する市町村の反対運動が根強く、国会議員が身動きができないのも、その大きな要因であると思っております。その対策を考えていただく必要があるんじゃないかと、こう思っております。

さて、次に、道州制についてお伺いします。

道州制と広域連合との関係につきましては、昨年 の 定例会 において、井戸連合長にお伺いしました。両者は趣旨も設置根拠も全く異なる仕組みであると答弁されました。私の基本的な認識も同じでございますけれども、この7月18日は、道州制推進知事と指定都市連合の第1回の総会が開かれ、道州と基礎自治体の2層構造を原則とする地域主権型道州制の方向性を示すとともに、基本的な制度設計や実現への工程が示されるなど、地方から活発

に道州制に対する議論が沸き起こっておりでございます。

私は、平成の大合併と言われた市町村合併が、自治体と住民との距離を増大させたとの意見をよく聞かれるところでございますけれども、道州制の導入により、さらに住民との間に大きな距離が離れることが心配されますので、この点についてお伺いします。

それから知事と市長連合に岡山県知事とともに、共同を代表として名を連ねられておられます橋下市長でございますけれども、念願であった大都市構想は、野党の合意により実現することになったようですが、関西広域連合の連合長を初め、委員会の方々の多くは、道州制の方向性に反対の態度をおとりになると認識しております。

さらに、橋下市長におかれては、消費税の導入を地方税としたらどうかと、こういう考え方も発言されておりますけれども、橋下委員に対して、この問題についてのご見解を求めらるものでございます。

また、道州制の問題について、6月27日の経済3団体の国民会議の中で、与野党4党とも道州制について温度差があるものの、前向きと聞いております。この中で、自民党は、国は外交、防衛を担い、地方への権限を大幅に移譲する考えであると伺っております。他の政党も同様な対応をするような動きがあると思っておりますけれども、今後、各政党間においてどのように働きかけ、各政党はどう動くのか、橋下委員の考えをお伺いします。

このように、道州制を認めながら、道州から独立した大都市にも同様の権限、財源の移譲を求める大都市構想が提唱されておるところでございます。こうした動きや議論に対して、広域連合としてどのように対応されるのか、今後の方向性について井戸連合長に所感を求めるものであります。

次に、関西広域ブランドと地産地消についてお伺いします。

広域農林水産担当の仁坂委員にお伺いするものでございますけれども、私は、関西広域連合の結成は、運命共同体として協調、結束しながら、おのおの自治体が持つポテンシャルを生かし、補完しながら、関西広域ブランドをつくり、国内外に打って出る体制づくりをすることに大きな意義があるものと思っております。

具体的には、県境を越えた合理的な統一サービスを提供すること、さらに、各県が持つ独自の技術の連携によって、ブランドづくりをすることや、国内外に共同して市場開拓するなど、広域的な活動をすることに大きな意義があると思うのであります。

地産地消は個々の自治体の共有する重要な施策であります。運命共同体として域内の地産地消を進めることについていかにお考えでしょうか。

また、本来、地産地消は各県、各市が独自に重要な課題として取り組んでおられるところでございますけれども、このたび関西広域連合の中に組織された広域産業振興局農林水産部において、今後、広域連合としてこれに取り組む具体的な農林水産振興策についてお伺いします。

次に、環日本海時代の対応とリスク分散型国土形成についてお伺いします。

折しも先月19日の全国知事会において、日本再生デザインの中間報告が公表されました。思い起こせば、この構想はそもそも1998年の閣議決定されたいわゆる五全総の多極分散型国土形成と、今、自由民主党で検討されております国土強靱化構想と類似する発想でありまして、財政増進にも大きな問題がありますけれども、東日本大震災を機に、災害国日本として予想される東海・東南海・南海地震の3連動地震に対するためのリスクヘッジ、リ

スク分散型企業の再配置、道路整備の確保等、この整備を加速させるためには、私は欠かせない計画であると思っております。

その中に、日本海国土軸、多数の国土軸を形成することによって、人と物の交流を伸ばし、交流圏を一層拡大することに私は大きな意義があるものとして評価するものであります。特に、今や環日本海時代を迎えようとしております。日本海を挟んで発展が期待されるロシアの極東地域ザルビノ、中国国境の豆満江地域、韓国の東部との大交流時代が始まろうとしております。

現在、日本海側での拠点港は鳥取県の境港港と京都の舞鶴港がありますが、現に鳥取県では、この地域を結ぶ貨客船ですけれども、3年前から就航するほかに、米子とソウル便でも空路を開設しております。現実には、境港からウラジオストクを経由してモスクワまでシベリア鉄道で移送する9,000キロを、大陸経由で横断して移送いたしますと、移送コストには問題がありますけれども、従来の海上輸送の40日間を20日間、2分の1の間でスピードアップをすることになります。

さらに、今やクルーズ船客時代を迎え、今年14回の寄港が予定され、この6月には7万5,000トンの大型クルーズ船の寄港が行われたところであります。

環日本海時代の到来は、今までの交流に加えて、関西経済圏の発展にも大きく資することになることは確実であります。このための条件は、流通、交流を促す交通網の整備によるリスク分散型の企業再配置にかかっていると思うのであります。

さらに、申し上げますが、3.11以降、万一、原発事故が発生すれば、原発立地県はもちろんのこと、隣接県でも避難道路の整備は喫緊の課題であると聞いております。この点について、幹線道路の整備が急がれるのでありますが、井戸連合長と環日本海交流を推進されております平井委員にお伺いします。

最後に、関西広域連合もこの12月で2年が経過いたします。国の出先機関の移譲についてはさまざま申し上げましたが、委員の方々の中には省庁のOBもおられ、そのまま在职しておられますならば、本省幹部となり、現行体制の維持に腐心されてことと想像いたしますが、代表して平井知事にお考え方をお伺いします。

また、このたび大阪市、堺市に加えて、神戸市、京都市が関西広域連合に加入されることになって、まことに喜ばしいこととございますけれども、政令市が加入することによってのメリット、政令市を代表して橋下委員にお伺いします。

ともに政令市の加入が関西広域連合にもたらす効果について、井戸連合長に質問をいたします。

以上であります。何とぞよろしく申し上げます。

○議長（田中英夫） 井戸広域連合長。

○広域連合長・広域防災担当委員（井戸敏三） 山口議員のご質問にお答えいたします。

まず、国の出先機関の移譲についてであります。

法定受託事務としての移譲についてのご質問がございました。国の出先機関から移譲される事務につきましては、移譲を受けようとする地域以外、つまり関西広域連合以外の地域では、引き続き国の事務として執行されることとなりますので、当分の間は原則、国の事務を受託をする法定受託事務となることはやむを得ないのではないかと、このように考えています。

ただ、移譲される事務が法定受託事務でありましても、連合議会のチェックが及ぶなど、民主的統制の観点からは大きな前進だと考えられます。

さらに、関西のみならず、九州などが国出先機関の受け皿として、その機能を全うしていくことにしておりますし、他のブロックにおきましても、四国や中国におきましても検討されております、この特定広域連合の設立が進むことによりまして、いずれは自治事務への事務区分の見直しが進んでいくのではないかと考えておりますので、実績を積み重ねていく中で、政府に対してもその方向で求めてまいります。

なお、法案の取りまとめの段階で、一部の省庁から国の出先機関の事務を移譲するのであれば、かつての機関委任事務のような事務区分を新たに設けるべきだという主張もございましたが、現在の法律案の規定上は、国の関与も含めまして、現行の地方自治法の規定の範囲内になっているものでございます。

続きまして、国へもっと強く主張すべきじゃないかというご意見をちょうだいしました。これまでも構成府県や政令市と協力しながら、政府や国会議員への要望活動を行ってきておりますが、地域主権改革そのものは、我が国が今後も活力をもって振興していく、発展していくために不可欠な改革だと考えておりますので、その第一歩でありますこの法案の早期提出と成立に向けて強く訴えてまいります。

広域連合としても、連合議会の皆様のご指導もいただきながら、積極的なアプローチを進めてまいります。私も、嘉田委員長ともども、あるいは関係の皆様ともども、関係国会議員や官房長官等に積極的に働きかけをしてまいりました。

また、アクションプラン推進委員会、これは関西広域連合を代表して、毎回、一、二名の委員が出席してきております。今後は、特定広域連合が設置されたといたしましても、もし法案が成立いたしますれば、政令の事務の具体的な仕分け作業がここで行われることになろうかと考えております。

したがいまして、私たちの意図する丸ごと移管につながりますように、他の地域の知事会とも協力しながら、広域連合としての意見をしっかりと伝えていくようにしていきたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

続いて、市町村への対策でございます。既に市町村団体への説明会とかシンポジウムの開催など、基礎自治体への情報提供に努めているわけではありますが、広域連合の構成県におきましても、説明も何度か行っていただいております。しかし、ご指摘のとおり、市町村の中には、なお移管に慎重な意見や反対意見もあることは承知しております。

国の出先機関の丸ごと移管につきまして、市町村のほうでの誤解の2つの大きな理由がございます。

1つは、箇所づけなど、例えば国土交通大臣の権限とされているものも広域連合長に移ってしまうのではないかと誤解がございます。広域連合長は、国の出先機関であります近畿整備局長のかわりをやろうとするものでありまして、大臣のかわりをしようとするものではありません、将来のことはともかくといたしまして、現時点では、そのような意味で、箇所づけなどの権限は大臣権限として留保されているものでございます。また、直轄事業の推進などに当たりましても、同じような立場でございます。

大規模災害のときも、国土交通大臣がTEC-FORCEなど全体的な指揮指導をするわけでありまして、その指揮指導のもとに、私どもが参加をしながら、大規模災害に対し

でも対処していくということでもありますので、事務が移譲されても、整備局は広域連合として機能するということでありまして、その機能がなくなるわけでも、あるいは国土交通大臣のたもとから離れるわけでもありません。この2点につきまして、よく説明をして、市町村の誤解を解いていきたい、このように考えております。

今後、9月17日にも、3月に引き続きまして近畿市長会や町村会に対しまして説明会を開き、構成団体とも協力をしながら、市町村の皆様のさらなる理解が得られるように尽力をしてまいりますので、ご理解をいただき、応援をいただきたいと存じます。

道州制についてお尋ねがありました。広域連合は、現行の地方自治制度に基づく特別地方公共団体でありまして、府県の構成員とする、当然、府県と併存することを前提としております。道州制は現行の府県の廃止して、府県にかわる新たな広域行政体を設けようとするものでありますので、両者は趣旨も設置根拠も全く異なる仕組みであります。関西広域連合では、設立時におきまして、そのまま道州に転化するものではないことを、構成府県知事間で合意、確認しております。今の段階でも、道州制に関西広域連合が目標にしているということではございません。

道州制については、道州制推進知事・指定都市市長連合を初め、いろいろなところで検討や議論がなされているわけではありますが、私は、道州制の定義がばらばらで、議論がひとり歩きしてしまっているんじゃないかという感じがいたします。都道府県をどうするのかということだけではなくて、基礎的自治体をどうするのか、国そのものの機能をどのようにするのかという議論がついてきているとは思いません。私は、関西広域連合をつくったときに、広域連合は道州制が要らない仕組みだと、このように位置づけております。本当の意味での道州制、つまり連邦国家的な道州制なら、それも選択肢であるとも考えられますけれども、現時点での議論されているような道州制は、かえって地方分権からいっていかがなのかと思っております。

知事市町連合会が先に示した試案では、多様な大都市制度を容認して、それを道州が包括をする、つまり道州のもとに多様な大都市制度が存在をすると、そういう提案であります。大都市の行政需要などに応じて、現在の都道府県の事務権限を大都市が担うことを基本に据えられているのではないかと考えます。

そうすると、県と大都市とが一緒になった団体が基礎的自治体たり得るのか、また、住民自治の観点で望ましいと言えるのかどうかなどの課題があるのではないかなど、今後、検討されるべき点が多いのではないかと考えております。

いずれにしましても、大都市のあり方につきましては、現在、国の地方制度調査会でも検討されています。今後の地方自治の大きな課題として認識をしておりますので、さらに、研究・検討を続けさせていただきたいと考えます。

関西広域連合の果たすべき役割は、広域事務を進めていくことと、国の出先機関を引き受ける能力があることを現に示していくことが必要ではないか。そのような意味で、この2つの活動実績を積み重ねていって、その存在感を理解していただくことが肝要ではないか、このように考えております。

それから、関西広域連合に関連いたしまして、4政令市すべてが加入されたことに伴い、どのような期待をしているのかというお尋ねをいただきました。国県道の管理や都市計画など、府県にかわる権限を持っている4政令市の加入によりまして、広域連合の圏域にお

いて、府県レベルの権能事業執行力が担保され、広域行政の一体的、効率的展開が可能になると考えられます。例えば観光ですとか、あるいは産業振興ですとか、あるいは防災ですとか、これらの面、協力関係がさらに深まっていくことができると思います。

また、それぞれの市長さんには、それぞれの分野で副委員に就任をしていただくことになっております。そのような意味で、各分野の政令市の現場力が発揮されることになると期待をしております。

国出先機関対策や総合特区の共同申請など、関西が一体となって取り組みを進めていくことの枠組みができたわけでありますので、その成果を大きなものにしていきたいと考えております。

これから関西広域連合として、一体として突き進んでまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上、私の答弁とさせていただきます。

○議長（田中英夫） 橋下委員。

○広域産業振興副担当委員（橋下 徹） 道州制についてのご質問なんですけれども、関西広域連合が道州制に移行するということは、僕も考えておりません。関西広域連合は、あくまでも関西広域連合でありまして、これを道州制に移行させるという意図も僕は持っておりませんが、これは連合長と違って、政治的課題として、僕は今の日本に道州制がもう喫緊の、もうとにかくすぐに必要だというふうに思っております。

道州制が必要な理由としまして、連合長は、まだ議論が十分なされていないんじゃないかと、国の役割、広域行政の役割、基礎自治体の役割を含めて、まだ議論がなされていないんじゃないかということをおっしゃいましたが、僕はもう議論の段階は済んだというふうに思っております、ある意味、走りながら進んでいくということも重要かと思っております。

まず、完成形をきちっと議論する前に、今の日本の統治機構の最重要の課題なんですけれども、まず、一つに、国の外交、安全保障機能が著しく低下している、これはもうだれが見ても、どの政治家が考えても、みんなこれは共通の認識だと思うんですね。行政マンはどう思うかわかりませんが、政治家であれば、今の我が国の外交安全保障の機能が著しく低下していることは、もうだれもが、これは政治家であれば認識しているところで

す。これはなぜかと考えれば、簡単なことでありまして、国会議員、永田町、霞ヶ関が余りにもいろんな仕事を引き受け過ぎていると。子育て問題から住宅問題まで含めて、全部国会議員が、永田町が、霞ヶ関が引き受けるなんてことをやっているから、外交安全保障に力を入れることができない。国会が開かれれば、首相以下、政府に入っている国会議員が海外にすら行けない、こんなとんでもない統治機構のあり方で、外交安全保障機能が強化されるなんてことはありませんので、僕は国の役割と地方の役割、さらに言えば国と広域行政と基礎自治体の役割を明確化して、それぞれ責任を持って権限と財源をもって物事を進めていくという、その方向性をとにかく進めなければいけないと思っております。

ただ、じゃあ、区割りがどうなのか、広域行政とはどういうことなのか、基礎自治体はどういうことなのかというのは、これは追ってしっかり詰めて考えていけばいいというふうに思っております、僕はもうこの問題は選挙で決めるしかないと思っております。幾ら議論をしても、物事は進まないと思っておりますので、次の衆議院総選挙で道州制ということ

をはっきりと示して、国民の皆さんがその方向でいくかどうかというところを、最後、国民の皆さんに決めてもらって、制度設計はその後でしっかり詰めていけばいいと思っております。

決して僕は地方を切り捨てるとか、地方はもう知らないというふうには言うのではなくて、まさに基礎自治体や地方の機能を強化するためにも、国と地方の役割分担、広域行政と基礎自治体の役割分担をもう一度一から見直す、明治時代につくられた今の制度を前提にするのではなくて、一からつくり直すということが必要なのではないかと思っております。

明治時代の廃藩置県の際には、身分のある士族が大抵抗しまして、最後は西南戦争、西郷隆盛が自害をしたところから、新しい近代国家日本というものが生まれたかと思うんですが、僕はこの平成の世において、廃県置州と言いますか、さらなる統治機構の組みかえをやらなければいけない。そのときの身分というものは、都道府県知事であり、政令市の市長であり、都道府県議会であり、また、政令市の議員さん、全部一回身分を捨ててもらって、一から統治機構をつくり直す必要があるのではないかと思っております。

また、消費税の地方税化につきましては、これは少子・高齢化時代を迎えるに当たって、地方部が一番、創意工夫によって税収、この伸びしろ部分を伸ばしていける、その税が地方税だと思っています。法人を呼び込もうということは、ビジネスインフラが整っていないと、幾ら税を下げてもなかなか法人の本店を地方部に呼んでくるというのは難しいかと思うんですが、また、定住人口を増やすということも難しい。そうであれば、一時滞在、これは日本国民だけじゃなくて、外国人観光客も含めて、一時滞在の人口をいかに増やしていくかということが、地方部の勝負だと思っています。

僕はすばらしい鳥取県議会議員の皆さんと、それから平井知事のこのすばらしいアイデアで、今回、まんが博ですか、開催されましたし、それから、鳥取砂丘を通じて、いろいろ砂の美術館ですか、ああいうものも宣伝をされていますが、相当な人数が一時滞在人口、これ増えていると思うんですけども、これ消費税、全部地方税化にすれば、創意工夫によって地方部の税収というものは上がるもんだと思っています。

ただ、消費税を地方税化して、それでも都市部と地方部の税収格差が生じると思いますから、ここの税収格差の問題は、しっかり財政調整制度、新しい財政調整制度をしっかりとつくるべきだと思っております。これも国でつくる必要はなくて、優秀な全国知事会会長である山田会長に、これも財政調整制度をしっかりとつくらなければいいというふうには思っております。

また、この道州制につきましては、いろいろな働きかけをする必要もあるんでしょうけれども、最後は選挙で決めるしかないと思っております。次の衆議院総選挙で僕は国民の皆さんに決めていただきたいと思っております。

政令市が関西広域連合へ加入するメリットなんですけれども、これは政令市、僕も知事をやって、また、今、政令市の市長をやっていますが、広域行政として重なっている仕事之余りにも多過ぎて、僕は今、大阪市長をやっているのか、大阪府知事をやっているのか、よくわからないような状況になっております。ですから、これは政令市が加入することのメリットというよりも、むしろ加入しないことのデメリットのほうが大き過ぎます。政令市が加入しなければ、関西広域連合といっても、神戸市や京都市や堺市や大阪市の都市部の中心部がすっかり抜けたような、そういう状態にどうしてもなってしまいますので、こ

これは政令市が加入することによって、広域行政としての関西広域連合が完成するものだと思います。

道州制については、僕は決して地方部切り捨てとか、そういうことは全く思っておりませんし、それから、人口規模によって、何も鳥取県だとか滋賀県とか、その県がとか、そういうことではなくて、新しい枠組みでそこは基礎自治体として構成することも可能だと思っておりますし、ただ、140年前の都道府県と市町村という枠組みに縛られていたら、僕は日本というものは、もう再生できないというふうに思っておりますので、ぜひ、県議会の皆さんも、政令市の議員の皆さんも、知事も、市長も、政令市の市長も、一回、身分を返上して、新しい国づくりに僕は挑んでいただきたいと思いますと思っております。

○議長（田中英夫） 仁坂副広域連合長。

○副広域連合長・広域職員研修担当・広域農林水産担当委員（仁坂吉伸） ご質問のうち、関西広域ブランドと地産地消についてお答え申し上げます。

まず、最初に、農林水産部を広域産業振興局内に、去る7月25日に立ち上げました。私が担当委員ということでございますが、それを報告させていただきます。

関西には、歴史と伝統ある食文化が栄え、京野菜とか、あるいはなにも野菜等の地域ブランドや、早くから輸出に取り組んだ鳥取のナシ、あるいはスイカとか和歌山のミカン、梅など、全国に誇れるような特産物が数多くございます。

農林水産部では、地産地消運動の推進による広域内での農林水産物の安定供給、あるいは府圏域を越えた6次産業化等のビジネスマッチング、また、都市との交流による農産漁村の活性化等を通じ、この関西の農林水産業を一層発展させていくということを目指しまして、取り組んでいく所存であります。

そのため、今後は、議会とも協議を行いながら、関西の特色を前面に出した関西広域農林水産業ビジョン、これを策定することにいたしまして、現在、作業を進めているところであります。

また、他の取り組みに先行いたしまして、この農林水産部をつくることになりましたもともとの問題意識でありますところの地産地消運動の具体的な内容は、並行して近々構成団体と検討する予定でございます。

こうした広域内の連携・補完の取り組みを通じまして、関西の魅力を引き上げ、関西のブランド育成につなげてまいりたいと考えております。

次に、環日本海時代の効果とリスク分散型国土形成ということにつきまして、広域交通ネットワークを担当しておりますので、お答えさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、全国知事会の日本再生デザイン中間取りまとめでは、多極交流圏の創設、あるいは新たな国土構造の構築など、日本の再生に向け、重要な視点が示されているものと認識しております。

今後の広域関西の発展にとっても、韓国、中国、ロシアと経済発展の著しい環日本海諸国との交流強化に資する交通アクセスや、あるいは国土のリダンダンシー確保、こういうものが重要でございます。後者につきましては、東海・東南海・南海地震などの大規模地震に備えることが必要でございますし、あるいは、その他の、いつ、どこで起こるかもしれないような災害に備えて、例えば南で災害が起こったら北、北で災害が起こったら南というような緊急輸送路等の整備、あるいは補完路の整備、こういうものが不可欠と考えて

おります。

関西広域連合といたしましては、全国知事会の検討状況や、広域防災や広域産業振興などの分野別計画を踏まえ、環日本海諸国を含めたアジアの国際物流圏、次世代産業圏を担う広域関西を実現するために、陸海空の玄関からの関西3時間圏域の実現、あるいは自然災害の備えとしてのインフラ整備など、必要な広域インフラの基本的考え方を整理しているところをごさいます、今後とも基本的考え方を共通認識として、国への提案などに取り組んでいきたいと考えております。

○議長（田中英夫） 平井委員。

○山陰海岸ジオパーク推進担当委員（平井伸治） 山口議員のご質問にお答え申し上げます。

私のほうには、まず、第1点目として。環日本海時代、リスク分散を踏まえた新たな国土形成についてお尋ねをいただきました。「立ち別れ いなばの山の 峰に生ふる まつとし聞かば 今帰り来む」この在原行平の歌でございますが、これは実は神戸市のところにいた松風・村雨という姉妹を国司の赴任に当たって連れてきた、それが背景になって詠まれた歌であります。

今日、皆様お越しになった、ここからほど近いところに、松風・村雨の墓と伝承される場所も残っています。だからこそ、遠くまた京都のほうへ帰任をするという国司に向かって、「まつとし聞かば 今帰り来む」という、そういう歌が響くわけであります。

昔で言えば、分断がこの列島の各地にありました。それを乗り越えて赴任をすること、旅行くことは大変でありました。しかし、現在は、状況が一変しました。例えばリスク分散の観点もご提唱がございましたけれども、神戸の阪神大震災のときには、国道9号線がそのバイパスの機能を果たしまして、物流や人流のかなめというふうになりました。東日本大震災を経て、私たちは新しい国土形成を考えなければならないところでもあります。それはしっかりとしたりダンダンシーの軸が通ったところでなければならないということでもあります。

さらに言えば、環日本海時代、議員のほうからは、ロシアなど、アジアの隆盛の話がございました。つい昨日であります。WTOにロシアが加盟をしました。これによりまして、ロシアの自由貿易が始まろうとしているわけであります。今までであれば、関税を好きなようにかけたり、また、場合によっては気に食わないからというようなこと、国と国との関係の理由をもって輸入やなんかの制限をかけてきた、そういう現実がありましたけれども、今後は、監視のもとに敷かれるということになります。

来月にはAPECのアジアでの総会が開かれるということになるのがウラジオストクであります。そのウラジオストクと船を通しまして、鳥取県の境港が結ばれているわけですが、この境港、それから舞鶴という京都府の港、この2つの環日本海拠点港がここにはあるわけであります。

私たちは、関西という地域の今後の発展の方向性を考えなければなりません。そのときに頭に入れておくべきは、太平洋に向き、瀬戸内海に向き、さらにもう一つ日本海に向いているのが関西であります。こういう地域はほかにはないんです。このきずなをしっかりと結んでいく、その素地を国道の形成でもつくっていく必要があるわけであります。

したがって、日本海側にも国土軸、あるいは新太平洋の国土軸、東北地方に向けた

国土軸、こういうものを太平洋ベルトと合わせてつくっていくことが必要ではないか、こういう認識のもとに、先月は知事会において全国のグランドデザインをもう一度作り直そうという動きに出たわけでありませぬ。

ぜひ、この問題についても、関西広域連合できちんとした議論をしていただきたいと考えております。現在、広域インフラ検討会のほうが開催をされることになっておりまして、ここで議論されることとなりますし、分科会として環日本海拠点港についても分科会が開かれるということになります。こういうところで新しい日本の姿を考えていくべきだというふうに考えております。

第2点目としてお尋ねをいただきましたのは、これは官僚OBとして代表選手ということだったんでありますが、国の出先機関の移譲についての所見を求められました。本来であれば、功成り名を遂げて、霞ヶ関を卒業された連合長や副連合長のほうが答えるにはふさわしいんじゃないかと思ひます。私はスピアウトしたほうでございますので、ただ、ともかく、若干の所感を申し上げれば、先ほど連合長が申し上げたとおり、実は少し誤解がございまして、今回の出先機関の移譲というものは、地方整備局に連合が入りますよということであって、大臣の首をひっくり返すわけではないということではあります、ここが若干、誤解を生んでいるのかもしれない。

じゃあ、それだったら大したことないじゃないかと、先ほども聞いておられて皆さん思われたかもしれないけれども、恐らく霞ヶ関の組織の自己保身が働いているというふうに思われます。アーウィン・ジャニスが、グループシンク・シンドロームという言葉を使ひます。集団思考症候群ということでございますけれども、内なる命令と言われる平和、和ですね。組織の中の和を重んじるがために、本来持つべき価値観、本来下すべき判断を放り投げてしまうということが起こります。今の状況がそれに近いものではないかと思ひます。

私は、勇断を持って、この際、現場に近く、しかも議事を初めとしたデモクラシーのシステムが働く連合のほうに基軸を移した内政をつくり上げるべきだと思ひます。そのためには、一致結束をして、この問題に向かひていく必要があると考えております。

以上です。

○議長（田中英夫） それでは、次に参りますが、理事者に再度申し上げます。25分間の質問で、答弁が45分ほどかかっておりますので、必要なことをおっしゃっていただひていることは理解をいたしてありますが、ぜひ簡潔、適切明瞭にさせていただきますよう一工夫をよろしくお願ひをいたします。

次に、福山 守君に発言を許します。

福山 守君。

○福山 守議員 徳島県の福山でございます。私からは、先に通告いたしました4点について、ご質問をいたします。

まず初めに、我が徳島県が担当している広域医療分野に関して、災害時における広域医療体制の整備についてお伺ひをいたします。

3月の定例議会において、飯泉委員は、関西広域救急医療連携計画の推進について、平成24年度を計画元年と位置づけ、絵にかいた餅から府民、県民の皆様方に広域医療のメリットを実感してもらえよう、しっかりと取り組んでいきたいという決意表明をされたと

ころであります。

計画の柱の一つであるドクターヘリについては、本年9月中を目途に、大阪府ドクターヘリが、京都府南部へ運航を拡大するとともに、本年10月には、徳島県ドクターヘリが徳島県全域及び淡路島を対象として運航を開始するなど、計画に盛り込んだ府県域を越えた運航体制の構築が着実に進んでおり、一定の評価ができるものと考えております。

もう一つの柱である災害医療体制の整備については、本年3月に国の南海トラフの巨大地震モデル検討会において、3連動地震として起こり得る可能性のある地震、津波を想定した震度分布、津波高の推計結果が第1次報告として取りまとめられました。徳島県においては、県南部に位置する美波町で、15ないし20メートル、海陽町で12ないし19メートルの津波高が予想されており、多くの医療機関が機能不全に陥り、必要な医療を提供できなくなるおそれが懸念されているところであります。8月下旬には、国においてさらに詳細な津波高及び浸水想定などが発表される見込みであると聞いており、広域連合管内の被害予測の全体像が見えてくるものと思われま。

そこで、近い将来、高い確率での発生が予想されている3連動地震を初めとする大規模災害の発生に備え、災害時における広域医療体制の整備にどのように取り組んでいくのか、広域医療分野を所管する飯泉委員にお伺いをいたします。

次に、関西の農林水産業発展に向けた輸出対策の取り組みについてお伺いをいたします。

去る5月12日に開催された総務常任委員会において、農業分野を初め、第1次産業への取り組みを明確にすべきと、本県、鳥取県の先ほど質問されました山口先生のほうからご提議がございました。各議員のほうから、いろいろな提案を受けまして、このたび広域産業振興局内に農林水産部が設置されたことにより、農業を初めとする第1次産業について、地産地消運動など、新たな連携の具体策の検討などを行う体制が整えられたことは、まことに喜ばしいところであります。

関西広域連合における農林水産業振興の取り組み現状は、本年3月に策定された関西広域産業ビジョン2011において、農商工連携などによる6次産業化の促進や海外展開の支援による販路拡大など、食の分野においても、ブランド力の向上を図ることとされておりますが、特に海外支援の展開による販路の拡大、すなわち輸出については、国内市場の縮小が懸念される中、今後の農林水産業振興策として、極めて重要であると考えております。

例えば、徳島県では、これまでも香港や台湾などを対象として、阿波尾鶏や鳴門金時、鳴門ワカメといった品目の定着を図ってきたところであり、東アジアを初め、海外の所得水準が向上し、市場への参入の可能性が拡大している今こそ、より戦略的に農林水産物を輸出するチャンスであると認識をしております。

しかし、一方で、安心・安全で高品質を売りに、輸出拡大してきた日本産農産物は、千年に一度と言われる東日本大震災による影響から、伸び悩む状況にあります。さらに、最近のFTAやEPAといった経済連携やTPP問題などが加わり、日本の農林水産業は大きなピンチにさらされていると認識をしております。

こうした中、今こそ当連合構成団体の知恵と力を結集し、チャンスは確実に生かすとともに、ピンチはチャンスに変え、日本産農林水産物を海外市場へと拡大していくグローバルな取り組みが必要不可欠ではないかと考えております。

については、このたびの農林水産部設置を契機に、連合構成団体が連携し、輸出対策につ

いて議論を深め、関西ブランド農林水産物の国際競争力を高める具体的な取り組みを早期に展開していくべきと考えますが、農林水産分野を所管する仁坂副連合長のご所見をお伺いをいたします。

続きまして、環境と経済の両立を実現する森林吸収源対策の推進についてお伺いをいたします。

現在、我が国は、京都議定書で約束した温室効果ガス削減目標の達成に向けて、本気で取り組まなければならない待ったなしの状況にあります。関西広域連合では、本年3月に策定された関西広域環境保全計画において、関西の将来像として、「暮らしも産業も元気な低炭素社会の実現」を掲げております。特に温室効果ガスの削減に向けては、環境先進地域を標榜する関西に、環境関連産業が集積する強みを生かし、産業活動における低炭素化や省エネルギー化を推進していくことが極めて重要であると考えております。

また、関西は、土地面積の約3分の2が森林に覆われる緑豊かなところでもあります。森林は、間伐や植林などの森林整備を進めることによって、CO₂を吸収させるとともに、切り出された木材を住宅などに使うことで、CO₂の固定、さらには木質バイオマスをエネルギーに利用することで、化石燃料以来のCO₂排出削減にもつながるなど、地球温暖化対策に多大な貢献が期待をされております。

そこで、お伺いをいたします。広域環境保全計画が目指す「暮らしも産業も元気な低炭素社会の実現」に向けて、このたび新設された農林水産部とも連携し、環境と経済の両立を実現する循環型の森林吸収源対策など、環境先進地域関西ならではの地球温暖化対策を積極的に推進していくべきであると考えますが、広域環境保全分野を所管する嘉田委員のご所見をお伺いをいたします。

最後に、さまざまな危機に備えた連合の危機管理対策についてお伺いをいたします。

現在、府民、県民に大きな影響をもたらすさまざまな危機に備え、関西がとるべき対応方針や具体的な連携対策などを定める関西防災・減災プランの策定が進められており、東海・東南海・南海の3連動地震の発生を懸念しております徳島県にとりましても、大変心強く感じているところでありますが、危機管理という観点から、我が国の状況を見ますと、昨年3月11日に発生し、未曾有の被害をもたらした東日本大震災、平成21年に発生し、世界的にパンデミックとなった新型インフルエンザ、毎年、冬の寒い時期になると、全国各地で発生する高病原性鳥インフルエンザや、平成22年に宮崎県で発生した口蹄疫などの家畜伝染病、平成7年の地下鉄サリン事件や平成13年9月11日のアメリカ同時多発テロ以降、現実味を帯びてきた大規模テロなど、以前には想像もできなかったさまざまな危機に取り囲まれる中、原因はどうあれ、府県に被害が及ぶ事案であれば、自治体としても適切な対応が必要なことは言うまでもなく、その際、自治体間の連携が必要となれば、関西広域連合こそが主体的な役割を担うべきではないかと考えております。

このうち新型インフルエンザにつきましては、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が5月に公布され、各自治体での新たな計画の策定などが求められることとなりますが、関西広域連合においても、去る6月の臨時議会において、兵庫県の岸口議員さんのほうからの質問に対し、感染症対策など分野別対策編の充実を図る旨の答弁があったところであります。

ただ、高病原性鳥インフルエンザや口蹄疫などの家畜伝染病につきましては、府県間で

の情報共有だけでなく、封じ込め、蔓延防止、家畜防疫員などの派遣などの対策が必要になってくるように思われますが、その調整状況は、どの程度進捗しておりますでしょうか。

また、関西広域連合が首都機能のバックアップを目指すというのであれば、外国からの武力攻撃や大規模テロなどの国民保護法が想定する事案への対応も必要と思われます。

昨年度に兵庫県と徳島県が共同して国民保護の図上訓練を実施いたしました。大規模テロなどに備え、関西、近畿の府県間の連携を深めていくことも重要だと考えております。さらに、最近におきましても、竹島や尖閣諸島などの領土問題などにより、我が国周辺の状況が不安定の度合いを強めているなど、新たな危機の兆候もあり、万に一でも府民、県民に被害をもたらす事態が発生すれば、広域連携が必要な場合が生じることが考えられます。そこで、関西広域連合として、自然災害だけでなく、大規模テロや家畜伝染病を初めとする府民・県民に被害をもたらすさまざまな危機への備えを、関西防災・減災プランにしっかりと位置づけ、広域連携のための具体的な調整作業を早急に進めていく必要があると考えますが、井戸連合長のご所見をお伺いをいたします。

○議長（田中英夫） 飯泉委員。

○広域医療担当委員（飯泉嘉門） 今後、災害時における広域医療体制の整備にどのように取り組んでいくのか、ご質問をいただいております。近い将来、東海・東南海・南海、3連動地震を初めといたします大規模災害の発生が懸念をされる中、府民、県民の皆様方の命に直結をする災害医療につきましては、最優先で取り組まなければならない喫緊の課題である、このように認識をいたしているところであります。

こうした認識のもと、昨年度、策定をいたしました関西広域救急医療連携計画におきましては、東日本大震災で把握をした課題、これをしっかりと踏まえまして、管内がもし被災をした場合に、構成府県はもとより、全国からの支援をしっかりと受け入れ、被災地に対し迅速かつ的確な医療サービスの提供が行えるよう、府県域を越えた広域医療体制の整備充実に、広域防災局とも連携をして取り組んでまいり所存であります。

具体的に申し上げてまいりますと、広域連合及び構成府県の役割や連携体制を定めました災害医療連携マニュアルの策定を行いますとともに、自衛隊ヘリや全国からのドクターヘリなどの参集拠点として、また、被災地外の医療施設へ搬送する患者の皆さんを一時的に収容する拠点としての役割を担う医療搬送拠点を、すべての構成府県に確保することといたしております。

さらには、刻々と変化をする被災地の状況を的確に把握をいたしまして、限られた医療資源を適正に配置をするなど、被災地の医療を統括、調整をする災害時医療調整チームの整備を行うことといたしております。

今後、こうした計画に位置づけられた取り組みを速やかに具現化していくことといたしておりますが、より実効性をこれらに持たせるためには、絶えず実践のある訓練を取り組み、また検証を同時に行っていく必要があると、このように認識をいたしているところであります。

このため、今年度におきましては、まず、9月1日に予定をされております内閣府の総合防災訓練、また、10月に兵庫県において予定をされております近畿府県合同防災訓練と連携をいたしました災害医療訓練を実施をすることといたしております。とりわけ内閣府の総合防災訓練におきましては、南海トラフを震源とする地震や津波によりまして徳島県

が被災をした、このような想定を行い、自衛隊ヘリを初め、大阪府、和歌山県及び徳島県のドクターヘリ、さらには連合管内のリーマットと連携を図りながら、県域を越えた広域医療搬送訓練を実施をすることといたしております。

まさに本計画に定めております災害時の広域医療体制を実践、そして、検証のできる訓練としてまいりたいと考えております。

今後、連合管内が万一被災された場合におきましても、計画に位置づけた取り組みが円滑に機能をし、被災地において必要な医療サービスを確実に提供ができますよう、関西全体で被災府県を支える二重、三重の安全・安心ネットワークの構築にしっかりと取り組んでまいり所存であります。

○議長（田中英夫） 仁坂副広域連合長。

○副広域連合長・広域職員研修担当・広域農林水産担当委員（仁坂吉伸） 関西広域産業ビジョン2011で示されております輸出による販路開拓は、今後の農林水産業の振興においても大変重要な課題であると認識しております。

構成団体各県でも、独自に農林水産物やその加工品の輸出促進にこれまでも取り組んでこられまして、その中にもご指摘がありましたような鳴門金時とか、あるいは二十世紀梨のように、既にブランドとして確立しているものもございます。ただ、関西にはまだまだこれからたくさんこうした関西ブランドの候補者がいっぱいありまして、そういうときに、それぞれの取り組みの中で培ってきたノウハウや、あるいは開拓してきた販路を共有するという点に意義がありますから、ノウハウ等の情報交換等を通じて、輸出促進の力を全体として高め、関西全体として輸出の強化につなげたいと考えております。

また、検疫等、多くのバリアもあって、中には大変理不尽なものもあります。関西が一致団結して、こういうものの除去に運動する、場合によっては外交活動に訴えるように努力する、そういうようなことも大事であると考えております。

○議長（田中英夫） 嘉田委員。

○広域環境保全担当委員（嘉田由紀子） 3問目の環境と経済の両立を実現する森林吸収源対策の推進について、お答えいたします。

広域環境保全計画では、低炭素社会づくりの一環として、森林吸収量などを認証して得たカーボンクレジットの広域活用について、調査・検討を行っております。関西の地域特性としましては、都市部と農山漁村地域が地理的に近接いたします。こういう特性を生かしながら、木材や有機性廃棄物などを活用したバイオマスエネルギーの可能性についても検討を進めております。

議員ご指摘のバイオマス利活用など、再生可能エネルギーの導入促進については、平成26年度から28年度までの第2フェーズでの本格実績に向け、現在、第1フェーズでは、その準備段階としてエネルギー検討会において課題の整理を行うこととしております。

森林を二酸化炭素吸収源として整備を行うことは、温暖化対策としても有効であります。吸収量のクレジット化と合わせて、間伐材、製材端材による発電など、この7月1日から開始をいたしました固定価格買い取り制度では、有利な価格設定がなされております。この制度を活用した熱と電力併給も含めたビジネスモデルも考えられます。

しかしながら、課題もございます。例えば、バイオマスの利活用というのは、往々にして材料が点在をしております。これを安定供給するためには、一般的に収集運搬など、課

題がございます。そのためにも、議員ご指摘のように、農林水産部とも連携をして、具体的に実行力のある方向を定めていきたいと考えております。

○議長（田中英夫） 井戸広域連合長。

○広域連合長・広域防災担当委員（井戸敏三） 危機管理対策についてのお尋ねがございました。さまざまな危機に対応する広域防災対策を推進するため、関西防災・減災プランを昨年度、まず、地震津波災害編から策定をいたしました。

順次、原子力災害、感染症、風水害など、緊急性の高い分野から策定をすべく着手をしております。今年度は特に原子力災害編を取りまとめることにいたしておりますし、また、昨年取りまとめました地震津波災害対策の実務版ガイドラインを取りまとめることとしているところでございます。

感染症に関しましては、平成21年の5月でございましたが、新型インフルエンザ流行の経験を私自身したわけでありますので、これを踏まえまして、国としましても特別措置法が制定されました。これにより、国や府県の行動計画の策定が求められています。先日、政府の新型インフルエンザ等対策有識者会議が開かれ、私も経験者として出席いたしました。政府としても、対策計画、行動計画の有識者会議を活用しながら、早急に定めていくこととされています。それを踏まえながら、府県レベルでも、そして、私ども広域連合でも策定をさせていただきます。

また、鳥インフルエンザであります。22年度の全国的な流行を受けまして、その際、近畿2府8県による対策協議会を設置いたしました。これが事務局として広域防災局が担っております。発覚後の情報提供や注意喚起、三重県への防疫資材の提供などについて、調整の実績を持ちました。今後、これまでの経験を生かしますとともに、国や構成団体の行動計画の策定作業と連携を図りながら、関西防災・減災プランの感染症対策への策定作業を行ってまいります。

一方、国民保護事案への対応でございます。18年度に締結しました近畿2府7県危機発生時の相互応援に関する基本協定の中で、大規模テロや武力攻撃事態等の国民保護事案も対象としております。また、昨年度は、国が実施した訓練に徳島と兵庫が協力しまして、広域応援の調整役として参画させていただき、飯泉知事も模擬であります。保護の要請を行ったところでございます。

国民保護事案については、国が主導して、都道府県や市町村との調整連携を行うこととなるわけでありますけれども、広域連合としては、訓練等に参画し、広域連合がどのような役割を担うのか検証をするとともに、構成団体と十分協議を行いながら、広域防災計画に準じた具体的な対応を検討してまいりたいと考えてございます。

以上、私からとさせていただきます。

○議長（田中英夫） 次に、小玉隆子君に発言を許します。

小玉隆子君。

○小玉隆子議員 大阪市の小玉隆子でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

初めに、広域観光・文化振興分野関連で質問をさせていただきます。

関西広域連合では、関西を魅力ある観光圏として、外国人観光客をさらに関西に呼び込むため、関西を一つのマーケットとして、成長著しい東アジアや関西の伝統文化に関心の強い欧米をメーンターゲットに、関西の観光資源を有機的につなぐ観光ルートを設定し、

関係団体とも連携して情報発信を行い、誘客を図ることとし、その一環として海外でのトッププロモーションを行っているところであります。

具体的には、昨年7月に関西広域連合として初めて中国北京市及び上海市においてトッププロモーションが実施され、その後、昨年9月及び本年8月には韓国ソウルでトッププロモーションが行われました。さらには、本年9月中旬には、関西の食文化のアピールや、杭州市における関西マイス等の紹介も含めた観光交流に関する中国トッププロモーションも予定されております。

本年6月の臨時会におきまして、より実効性のあるプロモーションが行われることを期待する観点で質疑がなされ、理事者側から、今後のプロモーション活動の方向性について積極的な答弁がなされましたが、実際にどのような成果があらわれているのかを検証することも必要ではないかと考えております。

そこで、特に昨年度に実施された中国及び韓国におけるトッププロモーションが、関西に対してどのような成果をもたらしたととらえておられるのかをお伺いいたします。

○議長（田中英夫） 山田委員。

○広域観光・文化振興担当委員（山田啓二） 海外プロモーションの成果についてのご質問でありますけれども、昨年の海外プロモーションは2つ大きな目的がありました。1つは、関西広域連合ができて1年目の年でありますので、まず、関西というものをしっかりと売り込んでいこうということ、もう1つは、東日本の大震災がありまして、安全性について大変大きな懸念が生じて、日本への外客が減少いたしました。それに対して、しっかりと関西の安全性をPRしてこようということで行ってまいりました。

このことにつきましては、今年状況を見ますと、中国人の観光客は平年ベースに戻っておりますので、ちょっと韓国のほうは少しウオン安もあって、まだ減っている状況でありますけれども、一定の成果はあったんじゃないかなというふうには思いますが、もともとこうしたプロモーションはやっぱり時間が要るんじゃないか。例えば、今年のプロモーションにつきましても、1つには、韓国で8月に行ったプロモーションでは、韓国人のパワーブロガーと呼ばれている、非常に影響力ある方を関西の観光大使に任命をして、関西でも広めていこうじゃないか。それから、9月のプロモーションにおきましても、来年を関西の観光イヤーとして、例えば大阪の食博を中心とした食文化をしっかりと売り込んでいくことによって、来年の中国人の皆さんの誘客につなげていこうじゃないかという取り組みをしているところでありまして、そうした面から申しますと、まだ畑を耕して種をまいている段階でありますので、収穫の予想をするところまでちょっといってないんじゃないかなというふうには思います。

したがいまして、我々は3年計画で関西の広域観光計画をつくっておりますので、そうした進捗状況を踏まえながら、しっかりと検証をし、そして、それをまた、関西観光の広域計画の改定という形で、検証と同時に告示することによって、より効果的なプロモーションにつなげていけたらというふうには考えているところであります。

○議長（田中英夫） 小玉隆子君。

○小玉隆子議員 ぜひ初年度、3年計画の中で成果が生まれますように期待をしております。

次に、2点目としまして、広域産業振興分野関連で質問をさせていただきます。

広域産業振興分野の旗印とも言える関西広域産業ビジョン2011を産学官の協力のもと、約1年間の検討の上、本年3月に策定されました。このビジョンでは、20年から30年後における長期的展望のもと、関西が目指す将来像として、日本とアジアの結節線となる日本の成長を牽引する東西2極の1極を担う、地域の魅力を支える豊かな生活圏を形成する、これらを掲げ、関西が起爆剤となって日本経済の発展に貢献するとともに、アジアの経済拠点として成長することを目指しています。

さらに、ビジョンでは、この目標達成のために、今後10年を見据えた戦略として、イノベーション創出環境機能の強化、中堅中小企業等の国際競争力の強化、地域経済の戦略的活性化、高度人材の育成確保の4つの戦略に取り組むこととしています。このビジョンで掲げる目標を達成するためには、これらの戦略に基づき具体的な事業を早期に立ち上げて、関西の産業基盤をなす中堅中小企業等の国際競争力の強化を初めとした成長支援に取り組むことが極めて重要となります。

まず、その第一歩として、さまざまな形でプロモーションを展開する必要があると思われます。このことについて、広域産業振興局の平成24年度第1四半期の事業進捗状況報告書を確認しましたところ、ものづくり地域産品等の合同プロモーションとして、今年9月から来年2月までの間に、5カ所の展示会への出展を予定しているようではありますが、これらのプロモーションは、すべて国内で実施されるようになっております。一方で、先ほど質問いたしましたけれども、広域観光・文化振興分野では、積極的に海外でのトッププロモーションが行われております。関西産業の国際競争力を高めていくためには、広域産業振興分野でも、このような海外を拠点としたプロモーションにも取り組んでいくべきではないでしょうか。

さらに言えば、このような海外プロモーションを例えば広域観光・文化振興分野とコラボレーションして取り組むことで、国内外において関西全体のイメージアップを図ることができ、ひいてはそれが関西ブランドとして地域経済を含めた関西全体の活性化につながっていくのではないかと考えております。

そこで、広域産業振興分野として、今年度に取り組むプロモーションの場所、概要、及びその考え方についてお尋ねするとともに、今後、他の分野とも有機的に機能させた海外へのプロモーション活動の取り組みについて見解をお尋ねいたします。

また、海外プロモーションというのは、海外メディアからの取材などを含め、関西の産業面での魅力を海外により広く知ってもらうためのよい機会であります。この機会をとらえ、インターネットなどのIT技術の有効活用を初め、多様なメディアを通じた、広範囲で継続的な情報発信の取り組みを合わせて行っていくべきと考えますが、この点についても今後の方向性をお伺いいたします。

○議長（田中英夫） 松井委員。

○広域産業振興担当・資格試験・免許等担当委員（松井一郎） 広域産業振興分野の取り組み分野でのプロモーションの方向性及びIT技術を活用した情報発信についてお答えをいたします。

広域産業振興分野における合同プロモーション活動については、今年度、東京など国内5カ所で大規模なビジネス商談会を出店を予定をいたしております。出店の概要と考え方につきましては、広域連合の構成府県市のものづくり技術などを紹介するほか、本年4月

に創設をいたしました全国の企業からの発注案件を連合内の中小企業が受注するためのビジネスマッチングの仕組みであります「みつかるネット関西」を重点的にPRをしていきたいと思っています。

次に、海外へのプロモーション活動の取り組みの考え方については、ビジネスマッチングや企業誘致を目的とした企業間の交流・連携の取り組みと、消費者を対象とした関西商品のPR、この2つの視点を重視しております。これらの取り組みも、関西ブランドとして、関西の地域、イメージの向上につながる重要な要素の一つであります。特に企業向けといたしましては、関西が強みとする医療、健康、環境、バイオ、エネルギーなどの分野のすぐれた企業、人材を誘致するため、関西イノベーション、国際総合戦略特区の取り組みなど、関西産業の魅力を重点的にプロモーションをしてみたいと思っています。

また、消費者向けには、長い歴史にはぐくまれた伝統工芸品や、地場産品を初め、すぐれたデザイン製品やコンテンツといったものも含めて、関西のすぐれた商品群をPRすることが有効と考えており、来年度はご質問の広域観光・文化振興分野とも十分に調整した上で、協力・連携して、海外プロモーション活動を実施してみたいと考えております。

さらに、海外への情報発信については、戦略的に行っていかなければなりません。その重要性は議員からのご指摘のとおりでありまして、関西広域連合といたしましても、関西産業のプロモーションのために、海外メディアを有効活用するなど、あらゆる機会をとらえて、情報発信に取り組む所存であります。

ご指摘のIT技術の有効活用についても、海外プロモーションの活動状況をWeb等に掲載するなど、IT技術を活用し、戦略的広報に努めてまいります。

○議長（田中英夫） 小玉隆子君。

○小玉隆子議員 広域産業振興分野におけるプロモーション活動の今後の方向性、また、IT技術の有効活用を初め多様なメディアを通じた情報発信の方向性について、それぞれお答えをいただきましたが、関西全体にとって、より効果的な活動になるよう、多角的な手法で取り組んでいただきたいと思います。

最後に、先ほどからもさまざまなお話が出ておりますが、国出先機関対策について要望をさせていただきますが、関西広域連合の大きな柱として、国の出先機関の受け皿づくりを掲げ、この間、国の出先機関の事務、権限の移譲に向けて積極的に取り組みが進められています。直近では、本年6月8日に開催されました、第9回アクションプラン推進委員会において提示された国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律案の閣議決定がおこなわれていることを受けて、法律案の早期提出を求めるコメントや、国出先機関の原則禁止と、関西広域連合への丸ごと移管についての緊急声明が出されております。

また、連合議会としても、去る6月30日に、国出先機関の関西広域連合への移管推進を求める意見書を採択し、関係先へ提出したところであり、これまで関西広域連合における国の出先機関対策については、法案の実現や移管対象機関等に対する国への要望活動を中心に取り組んできたと言えます。

先般示された法律案においては、人員の取り扱いや財源確保の方策等が具体的に示されていないなど、引き続き丸ごと移管に向けた要望は必要であり、また、この法律案に関する国の動向は流動的な状況ではありますが、そろそろ関西広域連合として、国の出先機関の移管に向けた具体的項目や課題を洗い出す時期が来ているのではないかと、このように考え

ます。

去る8月6日に行われた関西広域連合の総務常任委員会で、国の出先機関の事務権限により、行政効果の向上が見込まれる事例や、その課題について説明をいただきましたが、今後は要望活動に加えて、具体的項目や課題の洗い出し等を行い、国の出先機関の受け皿づくりを目指す関西広域連合としての機能を、より一層果たされることを要望いたしました。私の質問とさせていただきます。

以上です。

○議長（田中英夫） 次に、西村昭三君に発言を許します。

西村昭三君。

○西村昭三議員 少し重なる点があるかも知りませんが、ひとつよろしくお願いたします。

関西広域連合では、設立以来、府県域を越える広域課題の取り組みや国出先機関の移譲に向けての取り組み、また、東日本災害の復旧・復興支援にいち早く取り組むなど、その働きにはまず敬意を表したいと思います。

また、最近では、大飯原発の再稼働問題や節電対策、震災に伴う災害廃棄物の広域処理等々、関西全体の経済や、市民に密着した重要な事項が協議されており、市民はもとより関西広域連合の構成自治体以外の市町村にとっても非常にかかわりが深いものとなっている。

しかしながら、現在、関西広域連合においては、予算等の重要事項など、構成自治体である府県を通じて、市町村に資料を送付、あるいは決定事項の報告を行っているが、それ以外の協議事項については、ほとんど情報が行き渡っていないと伺っています。

広域連合においては、さまざまな広域課題について議論を交わしながら、意見を取りまとめたにもかかわらず、広域自治体以外の市町村に十分にその真意や意図が伝わらず、広域連合への不信感や不安感を生じさせる要因となっていることについては、双方にとってもまことに残念な状況であります。

堺市では、広域連合委員会が開催されたときに、全議員に直ちに開催内容の趣旨を報告するとともに、毎週の市長記者会見の中で、広域連合での協議内容について報告するなど、情報の共有化に積極的に努めているところでございます。

関西広域連合には、およそ200余りの自治体があります。今この議会では、2府5県、そして4市ということなんですけども、11の首長さんが出席されております。また、議員は29名の議員でございますが、この200余りの自治体には2,000万人を超える住民の皆さんが生活しておるわけですね。それら住民の代表として、4,000人近い地方議員の皆さんが、日々地方自治の進展に尽力されている。関西広域連合としても、地域の住民に密接に関連する事業については、少なくとも現役自治体の首長や議会には丁寧に説明し、情報提供することが重要と考えるが、市町村議会の情報提供の仕組みの確立について、今後の考え方をお聞かせいただきたいと思います。

次に、8月14日付で京都市と神戸市が関西広域連合に正式に加入し、これで4政令市がそろうことになり、地方分権改革がより一層、進むことが期待される。先日、東京で行われました関西経済連合会との意見交換会や、七夕シンポジウムのパネルディスカッションにおいても、道州制を初めとする今後の広域行政のあり方について、大いに議論されたと

伺っています。関西広域連合は、府県との併存を前提にした組織であり、府県を廃止する道州制とは相入れない組織であり、関西広域連合がそのまま道州に転化するものではないとの見解はわかっています。

しかし、私は、将来の地方自治制度として、道州制の導入が不可欠であると考えており、ワン関西を合言葉に、基礎自治体でできることは基礎自治体へ、そして、府県はその支援と調整に徹するという理念のもと、まずは住民に近いところで住民サービスのあり方が決められるように、国・府県・市町村の役割分担を見直し、大幅な権限移譲を進めることが不可欠と考えております。

これまでも関西広域連合と道州制の関係について議論されてきたところではありますが、改めて4政令指定都市がそろった中で、井戸連合長には、今後の関西広域連合のあり方について、また、竹山委員には関西広域連合における政令指定都市が果たす役割や意義を踏まえての今後の広域行政のあり方について、それぞれのお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

これで1問目を終わります。

○議長（田中英夫） 井戸広域連合長。

○広域連合長・広域防災担当委員（井戸敏三） 西村議員へお答えをいたします。

構成自治体以外の市町村等へのきめ細かな情報提供の必要性についてお尋ねをいただきました。関西広域連合は、言うまでもありませんが、府県を越える関西全体の広域行政主体として、広域課題に対応すべく、事務連携を進めているものでありますが、国の出先機関対策の取り組みにも見られますように、構成団体のみならず、管内の市町村等にもかかわりのある深い事項につきましては、これまでから構成団体を通じまして、各県知事と市町村長レベルでの意見交換の機会などを設けていただくなど、情報共有を図り、取り組みへの理解、ご支援を求めてきております。

例えば、兵庫県の例で申しますと、もともと議会への、構成府県の議会への報告もきちんと申してまいる必要がございますので、各委員会ごとにその議題と内容を取りまとめてご報告を申し上げているわけではありますが、その資料につきましては、市町村にもお送りをさせていただいているということに努めております。

各構成府県がこのようなことまで全部やっていただくかどうか、よく相談をしていきたいと思っております。

また、この9月にも、近畿市長会、町村会と国出先機関対策の法案等を合わせまして、今後の広域連合と市町村とのかかわり方などにつきまして、意見交換をする機会を設けるということで調整をしております。ご指摘のように、今後とも市町村等へきめの細かく情報提供をしていく必要があります場合には、広域連合としても構成府県や政令市ともご相談しながら対応させていただきたいと考えております。

関西圏の市町村との定例的な情報共有意見交換の場を持つことにつきましても、今後、検討していきたい、このように考えております。

それから、道州制につきましてお尋ねがございました。合わせて関西広域連合の今後のあり方についてもお尋ねがございました。

私は、道州制の論議は、どうも都道府県をどうするかだけが先行して、基礎的自治体をどうするのかとか、国がどうなるのかというような議論がついてきていないんじゃないか、

どうも私から言いますと、府県つぶしの道州制というふうに見えて仕方がありません。私は、関西広域連合をつくったときに、広域連合は道州制にかわる広域的な特別地方公共団体だと位置づけましたが、本当の意味での道州制という議論は、もちろんあっていいのではないかと。そして、橋下市長がおっしゃるように、政治論としての道州制の議論というのは、これは非常に難しいのではないかと。と言いますと、なぜそのような仕掛けをとることが、日本にとって、住民にとって望ましいのかという立証責任は選挙民にあるというよりは提案しているほうにあるのではないかなという気がするからでありまして、そのような意味で、もう少し、もう論議は過ぎたとおっしゃったんでありますが、議論を尽くす必要があるのではないかと、このように思っております。

ただ、道州制を行うかどうかは別といたしまして、住民自治を行うには、より住民に近いところで住民サービスのあり方が決められるべきだと議員のご指摘は、まことにそのとおりであります。広域行政システムを考える中で、基礎的自治体の役割についても十分議論をしながら、住民に身近いところで決定をしていく、このシステムを求めていくべきだと考えます。

今後の広域連合といたしましては、7つの広域事務の推進に実績を示していくことがまず第一義であろうかと思っておりますし、合わせまして国の出先機関を十分引き受ける能力があって、そして、責任を果たし得るということを実証していくことが、広域連合の今後の責任ではないかと、このように思っている次第でございます。今後とものご指導をよろしくお願いいたします。

○議長（田中英夫） 竹山委員。

○広域産業振興副担当委員（竹山修身） 今後の広域行政のあり方、地域主権の目指す姿についてお答えいたします。

私は、かねてから力強い広域自治体としての道州と、住民に優しい、足腰の強い基礎自治体としての市町村、具体的に言いますと、圏域全体の広域行政を担う関西州と、地域の特性を生かしながら住民生活にかかわる事務全般を担う基礎自治体としての堺市という形が望ましいというふう考えております。

こうしたことから、関西圏全体が関西州として一致団結することによりまして、初めて首都圏に対抗してグローバル競争に打ち勝つ成長戦略を描くことができるというふう考えております。その点では、関西全体の広域行政一元化という目標を掲げる関西広域連合は、将来の関西州実現に向けた確かな一歩であると考えております。

今般、京都市と神戸市が加入され、関西の4政令市がそろいましたので、広域連合の活動がより厚みを増し、着実に実績を積み重ねていくことができると思います。また、広域連合の今後の活動の中で、平成21年の1月に4政令市で合意いたしました二条城宣言に掲げられた道州制導入を見据えること、さらには大都市の役割を抜本的に見直すこと、権限や税財源を国や府県から大幅に移譲することに関する課題を着実に検証できるのではないかと考えております。

国の出先機関事務が丸ごと移管され、膨大な事務や権限や財源を持ち、組織を動かすことになれば、広域連合はいやが上にも次のステージへ昇華していくのではないかとというふう考えております。

成長する広域連合は、最終的には関西州に文字どおり成長いたしまして、関西圏全体の

発展を牽引するものと私は確信いたしております。

以上でございます。

○議長（田中英夫） 西村昭三君。

○西村昭三議員 道州制のためということじゃないんですけど、平成の大合併で3,400からの市町村が約半分以下になったということなんですけど、今、この2府5県に202市町村があるわけですね。やはりこれは、この広域行政を進める上でも、将来の道州制も含めてですけども、やっぱりもう一度この広域行政の11の首長さんの力で、やはり半分、あるいは3分の1ぐらいな合併を促進する、これは1年や2年や3年では無理だと思うんですけど、大阪府においても、堺市と美原町が唯一合併できたということで、非常にそういう平成の大合併では成績は非常に悪いと思うんですけど、ぜひ検討していただくことをお願いいたしまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（田中英夫） ここで暫時休憩します。

再開は午後3時30分といたします。ご参集願います。

午後3時16分休憩

午後3時30分再開

○議長（田中英夫） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、上島一彦君に発言を許します。

上島一彦君。

○上島一彦議員 大阪府議会の上島一彦でございます。私からは、国出先機関対策について質問いたします。

いわゆる国出先機関の丸ごと移管にかかる特例法案は、政府内での取りまとめがなされたものの、民主党内の手続が進まず、いまだ閣議決定に至っておりません。9月8日の会期末が迫る中、果たして政府の方針どおり、今国会に提出されるのか心配です。民主党内では、同法案に対して全国市長会や地方を守る会で慎重意見や反対意見があることを理由に、法案提出に消極的な姿勢が目立ちます。

また、このような市町村の慎重意見には、関西広域連合の構成府県の中にも見られます。例えば、和歌山県の市長会と町村会は、全国水準に比べて立ちおけている道路整備や、広域的な自然災害への対応は、国が責任を負うべきことなどを理由に、今国会への法案提出を時期尚早とする要望書を出されています。本日午前中に開催された広域連合委員会において、法律案の早期国会提出を求める声明を公表され、来月17日にも近畿市長会、町村会会長と意見交換されるとのことですが、市町村長の慎重意見について、井戸連合長の対応方針を伺います。

○議長（田中英夫） 井戸広域連合長。

○広域連合長・広域防災担当委員（井戸敏三） 上島議員のまず、市町村の慎重意見の対応についてのお尋ねにお答えをさせていただきます。

市町村長の不安とか懸念が表明されておりますが、それにはいささか事実誤認などもあるのではないかと考えております。特に国の出先機関が文字どおり廃止されてしまって、社会資本整備や災害対応から国が手を引いてしまうのではないかとの誤解もあるのではないかと。そんなことはないということを繰り返しご説明を申し上げることで、やはり理解を

得ていかないといけないのではないか、こう思っております。

今回の法律でも、具体的な移譲事務の内容や財源措置の方法等について、政令などにゆだねられている点もあるわけですが、次のような基本的な構造になっております。基本的には国の出先機関の機能や組織、人員、財源は、そのまま受け皿となる特定広域連合に移譲しようとするのが原則、社会資本整備を含め、これまで国の出先機関が行ってきた権能は、変わらずそのまま引き継がれるということが前提です。

したがって、大臣権限とされてきた予算の配分、箇所づけなどの権限は、これまで同様、大臣権限として残されています。加えて、縦割り行政の解消や府県、政令市が行う施策との連携を強化することができますので、総合的な施策展開が可能になるのではないかと考えています。

災害復旧についても、職員の身分が国家公務員から地方公務員に変わることはありますが、資機材を含め、対応方法等は基本的に広域連合が検証して行うことになるわけであり

ます。大規模な災害の発生時におきましても、国の協力要請に対しましては、広域連合は応じなければいけないという応諾義務が定められますし、緊急災害対策本部が設置されるような非常事態におきましては、国は必要な措置を講じるよう指示することになっております。したがって、国の出先機関の機能を引き受けることが、即、国の役割や国の責任を広域連合が引き受けてしまうということではないということを繰り返し市町村の皆さんにもご説明を申し上げて、理解を得ていくことが必要なのではないか、このように考えています。

また、先ほどもご答弁申し上げましたように、広域連合の状況がよく見えないという指摘もございますので、その点につきましては、さらに情報連携ができますように努めてまいりたいと考えている次第でございます。

○議長（田中英夫） 上島一彦君。

○上島一彦議員 さらに丁寧な説明が必要とされる場所なんです、先の質問で連合長から答弁があったところですが、市町村長の不安や懸念の背景には、文字どおり地方整備局の機能が廃止されるのではないかと、あるいは本省が握っている公共事業の箇所づけ権限も、すぐに広域連合に移譲されて、都市部を優先した事業採択が行われるのではないかと、といった基本的な誤解があるように考えます。

もちろん将来的には、本省権限の一部も移譲対象として、道路、鉄道、港湾、空港などの広域インフラの整備についても、関西のことは関西で決めることができるよう、7省12系統の出先機関の移管を前提に、地方分権改革を力強く推し進めるべきですが、それは一定の時間軸の中で獲得する課題です。

市町村長の権限移譲の中身に対するさまざまな誤解を解消するために、どのように対応されるのか、連合長に伺います。

○議長（田中英夫） 井戸広域連合長。

○広域連合長・広域防災担当委員（井戸敏三） 議員ご指摘のように、市町村のご意見の中には、今のような誤解がかなりあって、それに基づいて消極的なご意見が述べられているケースも多いのではないかと思います。

ある市町村長の方が、どうして兵庫の井戸が関西のこのことがわかるんだというよう

なご意見をおっしゃったというようなことも聞きましたが、それなどはきっと箇所づけだとか事業採択の権限を広域連合が持つのではないかという、そういう誤解のもとに発言されておられるのではないかと感じております。

先ほどもご説明申し上げましたように、直轄国道の新設だとか改築だとか、河川の改良ですとかという公共事業の箇所づけは当面、本省の権限として留保されますし、府県や市長が事業主体となる社会資本の整備総合補助金につきましても、現行でも地方整備局を経由して、本省に提出し、本省が予算配分をしているわけでありますので、ご指摘のように将来はともかくといたしまして、現在考えております移管後は現行と同じような取り扱いになるものでございます。

ただ一方で、移譲される事務事業の毎年度の実施計画は、関係する市町の意見も聞きながら策定するというに法律案ではされております。この実施計画の策定を通じまして、公共事業において優先すべき箇所など、関西としての統一した意思を表示することは可能なのではないかと考えますので、実施計画の策定におきまして、オール関西の観点から、適切な答えを見出しながら運用に努めていく、このことも丁寧に説明していきたいと考えております。

○議長（田中英夫） 上島一彦君。

○上島一彦議員 法律案で広域連合が策定を義務づけられている事務等移譲計画や実施計画について、市町村の意見を聞くことは当然ですが、実施計画のベースとなる中長期的な整備計画をオール関西で作成して、国に対案として示すべきであります。都市部の意見のみを優先して意思決定を行うことなく、周辺部とのバランスを取りながら、関西全体で最適な社会資本整備を図り、いずれ本省権限を引き継いで、関西みずからが整備を行うことができるという能力を示すこととなりますので、国出先機関の移管と並行して計画作成を進めるべきであると考えます。

また、地方を守る会など、市町村長の一部には、広域連合が屋上屋を架すのではないかという懸念があるようですが、広域連合と構成府県、政令市の役割分担を明確にして、広域連合に一元化すべき事務や組織を早急に集約すれば、全く問題がないと考えます。ちょうど1年前、私の質問に対して、井戸連合長は、丸ごと移管を受けた後、連合と構成府県の関係で、最適な事務配分、人員組織の再配置が課題になるので、工程表をつくって実現したいとご答弁されていましたが、その後の進捗について伺います。

○議長（田中英夫） 井戸広域連合長。

○広域連合長・広域防災担当委員（井戸敏三） 私自身は、広域連合が今担っております仕事は、屋上屋を重ねるのではなくて、従来、だれも手を出していなかった事柄に手を出して、責任を持って対応しようとしている、そのような業務を執行しているのではないかと、このように考えております。したがって、二重行政とか三重行政とか四重行政の基本的な課題は生じないのではないかと。もし、しかしご指摘のように効率的に広域連合が処理したほうが望ましいという事務が、現在やっております事務との関連でありますれば、これは広域連合で行っていくということが基本になろうかと思っております。

特に、今回の国の出先機関の事務移譲をめぐりまして、国土交通省などからは、持ち寄り事務をもっと明確に政令等で定めるべきだというような議論まで、途中の経過としてはございました。しかし、既に都道府県の事務なり政令市の事務として定着しているような、

例えばスリーナンバーの国道の整備や改良などにつきまして、逆ベクトルを働かせるというようなことはいかがでしょうか。つまり、住民に近いところから、さらに遠いところを持っていくというようなことはいかがでしょうかということを強く主張してきたところでございます。

しかし、広域連合に持ち寄ることが効率的で合理的と判断されるような事務、例えば事業者に対する監督規制などについては、自主的に持ち寄るということも考えていいのではないかと、こんなふうを考えて、実務的な検討には入らせていただいております。

一方で、広域連合で行うよりも、府県や、あるいは市町で行ったほうが望ましいという、そういう事務もあろうかと思えます。そのような意味で、1年前に工程表をつくって検討していかなくてはならないということを申し上げました。ただ、今の時点で、そもそも広域連合に移譲することについてさえ、不安を持たれている関係者がたくさんいらっしゃるような状況でありますので、当面は広域連合がしっかりと移譲を受けてもやってのけることを見せつけた上で、その上で次の段階としての検討を行うべきではないかと、現場点ではそのように考えている次第でございます。

○議長（田中英夫） 上島一彦君。

○上島一彦議員 1年たちましたんで、そろそろまとまるころかなと期待もしていたところなんですけど、最後にいたしますが、平井知事のさきの答弁で、霞ヶ関組織の自己保身についてご指摘がありましたけど、組織の和を重んじるがため、本来の目的を見失うような霞ヶ関官僚の抵抗には、広域連合の知事と議会が一致結束して対応すべきであります。

また、先ほど山口享議員からご指摘のあった政党、国会議員に対するアプローチが欠けているというご指摘は、全くのそのとおりであります。広域連合議会の議員がそれぞれの立場で、しっかりと取り組むべきことでもあります。

また、管内市町村に対しては、理解と協力を得るべく、9月17日等、さらに丁寧な説明に努めていただきますよう、連合長にお願いをしますが、一方で地方を守る会など、一部市町村の反対意見には、霞ヶ関の省庁の代弁をしているのではないかとと思われるような部分、あるいは、本当に分権改革を進める気概があるのかなどと疑問を感じるものがあります。中には、改革なんぞできないとたかをくくっていたけれど、法律案が出て、実現の見通しが立つと、市町村の声を聞けと、後になって騒いでいるような節も伺われます。

我々広域連合議会も、去る6月30日に国出先機関の関西広域連合への移管推進を求める意見書を議決するなど、合わせて3回にわたり強い覚悟をもって決議、意見書を採択してきました。1回、議長声明も出しております。ここまで来た地方分権改革の芽を摘んでしまえば、後悔を残すだけでなく、各政党が次期総選挙の公約にも向けて検討している道州制への足がかりを失うことになりかねません。ここは市町村の不安や反対があるからといって、消極論に酌みするのではなく、我々広域連合議会の議員がみずから市町村長の説得に当たる覚悟をもって取り組みを推し進めていくべきであります。

以上、丸ごと移管の早期実現に向けて、連合議会が一致団結して取り組む必要性を改めて訴え、また、理事者にも一層の努力をお願いいたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（田中英夫） 次に、吉田利幸君に発言を許します。

吉田利幸君。

○吉田利幸議員 質問に入る前に、初めに皆さんにお礼を言わなければなりません。甲子園、大阪桐蔭が優勝したそうでございます。まさに中議員がいいことを言っていました。これはやっぱり志というか、意思を一つにするというのは、非常に大事なことです。山田知事と話をしておったら、光星学院にも大阪出身の選手がいるでという話でございましたが、ロンドンオリンピックを終えて、まさに日本の国を意識し、ふるさとを意識し、その企業を意識し、家族のきずなを意識する。オリンピックが毎年あれば、本当に日本の国の復興・再生は見事になし遂げられるのではないかと。やっぱり心を一つにするというのは、非常に大事だと思います。その意味では、奈良県を参画いただくのに、やっぱりあらゆる立場の中で、人脈を通して、皆さん方がそれぞれ努力をいただくということは、非常に大事なことだと思います。

荒井知事に決断をいただかなければなりませんので、私も初代議長として、連合長、それから田中議長と日村副議長のこの体制の中で、来年の6月までに何とか決意をしていただきたいなという思いで取り組んでまいりたいと思います。

それでは、順次、質問に入らせていただきます。

まず初めに、井戸連合長に広域防災の取り組みについてお伺いをいたします。

阪神淡路大震災、平成7年でございました。その教訓を生かして、復興に向けて時系列でまとめた冊子を、実は初代議長として東日本大震災があつて、議長としてお願いすることに行つたときに、『伝える』というこの冊子をいただきました。非常によくできています。これを私は2冊いただいたんですけど、あとは買って、それぞれご縁のあるところへ送りました。非常に喜んでいただきました。やっぱりこういう経験を知恵として生かしていく、非常に大事なんです。

私は個人的には、これはまさに震災は安全保障の問題でもありますから、阪神淡路大震災のときに、神戸港にアメリカの空母が接岸して、6,000世帯、これを受けてやることも必要なことではないかと思つてました。

今回、東日本大震災のときに、自衛隊が10万人、配備されたんですね。東アジア、非常に緊張情勢にありますから、中華人民共和国の軍事費というのは、大変な軍事能力を持つようになりました。そういうところで、危機的にはロシアと組んで、この折に日本を攻めてくるようなことがあつてはならないということで、実はアメリカが空母を2隻配備をしたわけですね。ロナルド・レーガンとジョージ・ワシントン、2隻配備したわけです。こういうことは非常に大事なことですから、領土問題であっても、いよいよ憲法を改正して、自衛隊法を改正して、みずからの国を守る姿勢を世界に向けて示さないと、日本は、この再生はできないだろうと、領土も守れないというふうに思います。

そういう意味から、この広域防災について、自衛隊が指揮命令下が明確であります。要するに、自衛隊の連携、あるいは空港ですね、私は伊丹空港は廃止すべきではないと、個人的に見解を持っております。なぜか。この震災が起こつて、津波があれば、神戸沖空港も関西空港も海上空港です。ですから、これは影響を受けますから、やっぱり防災拠点空港として、可能性があるとしたら、伊丹空港ではないかという思いがあるんですね。

これは連合長、意思は一つであると思います。ただ、その見解は違う人もいるかもわかりません。しかし、空港、港湾についても、空母が接岸できるだけの深さを持たなければ

なりませんので、そういうことも整備をしていかなければならない。府県域を越えた、先ほどから何回も言うておられますけど、道路の整備についても、インフラの整備についても、いよいよ実務者が集まって、具体的に密度濃く、事業を具体化するだけのことはやっていかなければならないだろうと思います。そういうことで、この点について、連合長がどういう見解をお持ちなのか、これが1点目です。

それから、意思決定手続の迅速化についてであります。実は、私の友人で、公益社団法人の日本国際協力会に所属している人がいますが、ジャパンプラットホームというのが、これは経団連も政府も入って販路をつくっておられて、A4の1枚の稟議で2日後にお金が入ってくる。3億円引っ張って、9,000名のボランティアを組織化して、医療についても看護についても、あるいは災害時のハエの駆除、これは3億円引っ張って、民間がそういうことを即座にやっているんですね。

それ官のほうで何が問題なのか。これ手続を敏速にやらないとだめだと思いますので、この点について、連合長を初め、皆さん方がみずからの問題としてとらえていただいて、どうお考えなのか、代表して連合長にこのことを聞いて、どう思われているのかということでご答弁をいただきたいと思います。

○議長（田中英夫） 井戸広域連合長。

○広域連合長・広域防災担当委員（井戸敏三） 吉田議員の東日本大震災を踏まえての広域防災についての取り組みについて、2点、ご質問をいただきました。

それに先立ちまして、大阪代表が優勝されましたこと、おめでとうございます。私は2回戦、本県代表、滝川二高を応援に行ったんでありますが、この黒く焼けているのはそのせいでもありますけども、残念ながら負けてしまいました。しかし、中先生のお話じゃありませんが、ご縁のあるところを順次、次々応援していくというのが基本姿勢でありますので、そのような意味では、広域連合の団結力を示すにはいい機会になったのではないかと、そんなふうに思っております。

さて、広域防災に対する取り組みで、道路等のインフラの整備の重要性、そして、自衛隊との連携の重要性のご指摘をいただきました。その中で、インフラ整備については、海岸保全施設の整備や道路ネットワークの強化などにより、災害に強い国土の構築が図られることになるわけでありまして、自衛隊との連携につきましては、実動機関相互の情報共有と調整の仕組みの確立が求められているのではないかと、このように思います。

広域連合としては、まずインフラ整備につきましては、公共施設の耐震化や海岸、河川施設等の整備について、構成団体としての取り組みを促しますとともに、紀伊半島や四国の太平洋沿岸の高速道路や阪神港と内陸部の防災拠点を連結する高速道路等の整備を強く政府に求めております。

自衛隊との連携につきましては、日常的な情報交換を通じた顔の見える関係の構築に努めておりますけれども、関西広域防災計画策定委員会の参画ですとか、近畿府県合同防災訓練、この10月に行う予定であります、これへの参加ですとか、あるいは来年の2月に初めて実施いたします大規模な図上訓練への参加などを通じまして、連携関係の進化に向けた取り組みを推進しております。

いずれにしても、インフラの整備と、そして実働部隊との連携、自衛隊のみならず、警察や消防、そしてまた、消防団、あるいはボランティア、企業等の連携につきましても、

意を用いていく必要がある、このように考えております。

昨年策定いたしました減災・防災プランの中には、課題に対しまして、それぞれの実施主体が何をすべきかというマトリックスで整理をいたしております。そのような意味で、役割と責任を明らかにすることができたのではないかと、このように考えますので、これをさらにどう運用していくかについて、今年度、ガイドラインを策定しようとしているものでございますので、よろしくご指導いただきたいと思います。

また、意思決定につきましては、広域連合というシステムが意思決定がどうしてもおこなわれてしまうのではないかと懸念を、いろんな方面から指摘をされてきました。しかし、今回の東日本大震災において、3月11日の2日後、3月13日の午後に、各県知事委員が集まっておきまして、カウンター方式を中心とする東日本大震災対策の骨格を決め、そしてカウンターパート方式で支援をしていくんだということを早速に決め、そして、14日には現地事務所を持ったという、このような果敢な活動をできたのは、やはり関西広域連合としての統一的な行動ができたからではないか、このように考えております。

しかも、災害対応は初動が最も大切です。そのような意味で、広域連合として大規模災害がありましたときには、委員会に諮るのが原則でありますけれども、連合長が判断をした上で、事後的に了解をいただくというような運用も含めて、リーダーシップをきちっと発揮していける、そのような関西広域連合でありたいと考えております。そのような果敢な行動を許していただける組織であるということを申し上げさせていただきたいと存じます。

○議長（田中英夫） 吉田利幸君。

○吉田利幸議員 よくぞ関西広域連合を立ち上げていただいていたということを、私も初代議長を仰せつかって、3月11日以来のカウンターパート方式で、見事にその実績を上げられたことについては、高く評価をしているわけであります。

しかし、例えば現金一つとってみても、日赤から3ヵ月ほどたってもおりにないという現況があったんですね。実際には、ボランティアで行った人から、あるいはまた、そのNGOで行っている人なんかから報告をいただいて、私なりに分析をした形で、そのことを改めて現金も集めて、現地へ持って行っていただくというような方策もとりました。そういう意味では、なお引き続いて、手続上で手間がかからないように、やっぱり知恵を出すべきであるというふうに思います。

それから、次に、農林水産業の振興については、大阪府で総務常任委員会を行ったときに、松井知事のほうから答弁をいただき、仁坂副連合長が担当するということになりました。

実は、私の後輩で、京都大学の農学部を卒業した西津君というのがNHKで何回も取り上げられているんですけど、彼は食糧自給率を1%上げるための活動を起こしております。それはどういうことかと言えば、減反地で遊休地を借りて、リタイアされた、退職された人々を農業に充実していただく、このことについて、かなり実績を上げております。そういう意味では、第1次産業を大事にするというのは、歴史・伝統・文化を壊さないことにつながる。特にコミュニティを大事にしてきたわけですから、このことは非常に大事なことでと思います。

そこで、私どもの高槻でも、定年帰農者が遊休農地を活用して、高齢者の生きがいの場

づくりに取り組んでおります。また、山間部では、間伐材を有効に活用したバイオークス製造などに取り組んでおり、今後、関西広域連合でも、これらの事例をもっと広域的に広げていけないかと考えておるんですね。

それから、関西広域連合の農林水産部においても、農林水産業の振興方策の基本方針などを定めたビジョンを検討すると仄聞をいたしておりますが、食糧自給率の向上に向けた取り組み方針を初め、水源涵養機能や防災機能の向上を踏まえた農林水産業分野が有するさまざまな機能に関する方向性について整理の上、検討していくと考えておりますが、産官学の知恵を結集して、連携を強化していくということも非常に重要なことと考えております。

そこで、関西広域連合として、こういうことについて基本的に仁坂担当副連合長のお考えをお聞かせをいただきたいと思っております。

それが1点と、もう1点は、具体的に広域連合内では大商業地を抱えておる京阪神があるわけでごさいます、生産・流通・消費と、各分野の連携が必須であると思っております。来年4月に大阪において、入場者数55万人を目標として、全国の食が一堂に会する食博覧会・大阪が開催されるが、このような場を活用し、首都圏や海外等を視野に入れつつ、関西が一つとなった食のPR戦略、しかけづくりを行うべきと考えますが、こういうことについて、また、広域連合としてどうお考えなのか、この点についても合わせて答弁を求めたいと思っております。

○議長（田中英夫） 仁坂副広域連合長。

○副広域連合長・広域職員研修担当・広域農林水産担当委員（仁坂吉伸） 関西の農林水産業の将来像として、関西の特色を前面に出すという観点から、歴史と伝統ある関西の食文化を支え、新たな時代に対応した競争力のある農林水産業都市と共生、交流する活力のある農山漁村を目指していきたいと考えております。

その中で、ご指摘がありました食糧自給率、あるいは水源涵養など多面的機能、あるいは防災などの多面的機能、これを農林水産業というのは持っていますから、そういうような見地から、農地や森林を大事にするということも、また大事だろうというふうに考えております。

個人的に申し上げますと、例えば食糧自給率も、よく言われるカロリーベースの食糧自給率だけではなくて、関西という付加価値の高いところを考えますと、これは6次産業化ともつながりますけれども、金銭的な意味での食糧自給率、すなわち農業や食品加工業でどれだけ稼いだか、それに対してどれだけ消費者が支出したか、そういうことも高めていくということもまた大事じゃないかと、そんなふうに思います。

こうした機能を維持していくためには、競争力と活力にあふれた農林水産業の育成が必要ですが、そのために、まず、産業振興という観点から、関西広域連合としてどのような連携府県間の取り組みができるのかということをしっかり協議し、勉強していきたいと思っております。

ビジョンの策定に当たっては、委員会を設置いたしまして、農林水産業者や、あるいは学識経験者等の幅広い意見をいただく予定でございます。

次に、食博についてでございますが、これは大変楽しみにしております。各府県が現在、既に食博への参加を検討されていることと思っておりますけれども、関西での地産地消運動をア

ピールする絶好のチャンスとして、例えば、関西広域連合構成団体を1つのエリアに集めて展示をしてまいる等、そういうまとまりを持った対応ができないか、ぜひ構成団体で協議をしてまいりたい、そんなふうに思っております。

○議長（田中英夫） 吉田利幸君。

○吉田利幸議員 残り時間3分だそうですので、端折っていきたいと思います。

次に、広域産業振興戦略についてでございますが、私は、アジアに対して、全部、ほとんどが歴史的経緯から言ったら、日本に頼りたいと思っているんですね。そういう意味からいけば、自治体がやっぱり商売したらいかんということはないわけでありまして、大変な技術の蓄積もございます。

例えば、今、ミャンマーが民主化されて、国家戦略で中国も韓国もアメリカも来ているわけですから、日本だけがなぜ国家戦略でできないのかということはあるんですね。そうしたときに、既に電力はGEが来ておりますし、電力と水がなかったら産業を起こせないわけですから、それから、鉄道敷くのは中国と契約してしまったんですね。そういう中身があります。そういう意味では、これからやっぱり成長戦略をやりながら、産官学の人脈を生かした形での戦略を描いていく必要がありますし、また、外務省もODAという形で中小企業を活性化するための、このプログラムを組んでいるようでございますので、松井知事のほうで、こういうことについての見解を聞きたいと思います。

○議長（田中英夫） 松井委員。

○広域産業振興担当・資格試験・免許等担当委員（松井一郎） 広域産業の分野の海外への取り組みについてですが、5点ございまして、アジア諸国のさまざまな国家的プロジェクトのニーズの把握、ビジネス展開については、このビジョンの理念に合致するものでありまして、実現すれば関西経済の活性化に大きな追い風になるものと理解をいたしております。

来月になりますが、今、議員からお話がありましたミャンマーに私自身も、これは大阪府知事としてですが、行ってまいります。関西の中小企業には、さまざまな行政インフラに対しての高い技術を有する企業が大勢あります。これはエネルギー分野や環境分野についても、その高い技術を持った企業が関西に多く活動されておるわけですから、そのような技術力をしっかりとプロモーションをしてくる。そのことによりまして、発展するアジアの諸国から日本の技術が必要とされ、その技術をしっかりと輸出をし、日本の経済に寄与できるような、そういう仕組みづくりが非常に重要になると思います。

世界を牽引する産業基盤としての広域的なプラットフォーム、仕組づくりを構築することで、この関西のさまざまな企業が、それぞれの産業の分野におきまして、経済成長ができるように取り組んでまいります。

○議長（田中英夫） 吉田利幸君。

○吉田利幸議員 このことについて、1点要望しておきたいと思います。

実は、これだけの関西広域連合2,000万抱えておりますし、自治体も非常に多いということで、これも価値観を共有するところについて、それぞれの基礎自治体がどこを付き添ってもらおうか、カウンターパート方式でこれもやっていく必要があるのではないかとということで、強く要望しておきたいと思います。

それから、次に、広域観光戦略についてであります。私は、この観光戦略をあげるに

については、歴史とか伝統とか文化というのは非常に大事なことだと思っているんですね。文化資源をやっぱり非常に活用する必要があるだろうと思いますし、そういうことをマネジメントできる人脈の生かし方、これはやっぱり産官学連携をしていく必要があると思います。

高槻の一例を挙げましたら、ジャズストリートが14回目を迎えました。これはたった2人でできたものですが、今や演奏者が4,000名近くとなっております。ボランティアが1,800名、来られる人は2日間で世界各国から13万も来ます。こういうことは、1つの事例ではありますが、関西がすべてそういうことをやっていけば、例えば、オリンピックのパレードも、銀座だけでやるのではなくて、広域連合から要請して、できれば御堂筋をパレードしていただけたらありがたいなと思っています。そういうことを提案することも、やっぱり東京のオリンピックを実現するためにも、そういうことはやるべきだと思うんですが、それについて意見を求めると、ちょっと言いにくいかも知れませんが、もしお考えがあればお聞かせをいただきたいと思います。

これをもって私の質問は終わりますが、どうぞそれぞれの首長として、今考えなければならぬことは、税収を上げることです。ですから、皆さんそれぞれ頑張ってくださいと思います。どうぞよろしくお願いします。

○議長（田中英夫） 山田委員。

○広域観光・文化振興担当委員（山田啓二） 広域観光についてのご質問でございますけども、今おっしゃったように、やはり関西の持っている魅力をどうやって関西広域連合の個々が持っている力を結集して高めていくかということが、一番大きな課題ではないかなと思っています。例えば、世界遺産もあり、また、伝統芸能を初め、多くの文化的な蓄積があり、すばらしい食文化があるわけでありますから、これをどうやって多くの力を結集できるか。

例えば、世界遺産では、今年の11月に世界遺産条約の採択40周年記念の大会、これが京都で開かれます。そこでしっかりと関西の世界遺産をアピールしていこうという試みを今行っております。

また、伝統芸能では、まず初めに、関西文化の道で人形浄瑠璃、人形の道を、今、文化庁や、さらに徳島県の国民文化祭とも連携をして高めるという形をとっております。そして、その上で、来年は関西国際観光イヤーとして食文化を発進していこうじゃないか、これも関西の食博、大阪の食博を中心として、関西のさまざまな食のイベントをうまくネットワーク化してやっていこうじゃないか、こういうふうにして関西の持つ力を産官学、さまざまな資源を集めて我々は高めていくことによって、関西広域連合としての広域観光をさらに盛り上げていきたいというふうに考えております。

○議長（田中英夫） 吉田利幸君。

○吉田利幸議員 1点だけ要望したいと思います。

これだけの規模ですから、できれば良識あるシンクタンクを立ち上げるべきだと私は思うんですね。そのことを申し上げて、具体的にどうすればいいのかというのは、民間の活力を生かそうとしたやっぱりきちっとしたものを立ち上げていく必要があるのではないかなというふうな、中長期的に考えれば、そういうことが必要だと思いますので、またお考えをいただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（田中英夫） 次に、山口信行君に発言を許します。

山口信行君。

○山口信行議員 この関西広域連合に山口が3人おりまして、まず、一番最初に鳥取の山口さんがされまして、兵庫県の山口であります。この次に、京都府の山口さんがされますので、兵庫の山口でございます。よろしく申し上げます。

さて、私は、3月の広域連合議会の質問で、政令市の加入に伴う規約改正案に関連し、譲るところは譲ろう、また、常に関西全体の利益を考えよう、委員の皆様、議員の皆様方に呼びかけました。本日、このように4政令市が加入され、議会が開催されますことに大変感慨深く感じております。これからも、この和をもって尊しとなす精神で、いろんな意見はあろうと思えますけれども、この関西広域連合が成長していくことを心より願っております。

さて、本日は細かい面もいろいろ質問しますが、この関西広域連合が重要課題として取り組んでおります国出先機関対策、また、放射線の原子力災害対策、こうしたこと、また、これも助け合いの精神なのですが、住宅再建共済制度、兵庫県がやっておりますフェニックス共済というようなものについての拡大で、3点についてお伺いをしたい、そのように考えております。

初めに、国出先機関対策についてでございます。

今、国会に提出予定でありました関連法案が、いまだ閣議決定されておられません。非常に残念なことではありますけれども、一方、この月の初めには、政府・民主党が幾つか特例法案の修正を検討しているとの報道がありました。その一つは、目的に、住民に身近な行政はできる限り自治体にゆだねるのが基本との文言を加えるとのこととあります。これはEUの基本原則ともなっております補完性の原理でありまして、改革のねらいを明確にするためとありました。

また、移管できる出先機関の追加を念頭に、将来の見直し規定を新設し、施行の1年後、移譲を推進する観点から、必要な措置を講ずるとも検討しているとのこととあります。これらは、現在の3機関にとどまらず、農政局などそれ以外の機関も移管の対象としていこうというものでございます。

私は、修正案が報道内容に沿ったものであれば、大変評価できる内容で、多少のおくれは生じても、むしろ、よりよい方向に進んでいると思うんですが、一方で考えますと、これまで関係者がさんざん抵抗しまして、法案の骨抜きが進んできたとも言われてきたことからしますと、違和感が大変出てくるわけとあります。

そこで、報道されている修正内容というものは、国から関西広域連合にも伝わってきているのか、また、関西広域連合としてどのように評価しているのか、さらに、関西広域連合から修正を求めていく点はないのか、この井戸連合長のご所見を伺いたい、そのように思います。

次に、関西広域連合に移管されれば、身近なところで、どのような改善が行われ、移管後の姿がどのようになるのかお聞きしたいと思います。

実は、私も県会議員、いろんな経験もあります、地元でもありましたことです。地方整備局の河川国道事務所や出張所ともめることがよくありました。例えば、国土交通省が

管理する河川にかかる橋の上の道路に、混雑解消のための右折レーン、右折だまりですね、それをつくってもらいたいが、これはなかなか通りませんでした。もう4回か5回で10年ほどかかって、やっと所長がかわったら、なぜか、気の毒だということでしたけれども、また、あるいは、橋の上の道路は右岸、左岸に対して直角でないと橋はつくれない。ちょっとでも角度があったらだめだと言われるようなこと。また、橋をかけて道路をつくる時に、右岸、左岸の堤防道路の横に、堤防道路があるのに、その横にもう一本、本道の下をくぐる、この国土交通省の管理道路をつくらないといけないと言います。この管理用道路は、水害のときに役に立つのか、地下へ入ってますからね、本当に必要な道路なのか、なぜ我々が負担をしないといけないのか、理解できないことも多くあります。

これらに対して、現在の事務所や出張所に要望や意見をしますと、十分な説明がなく、自分たちでは判断できないといった回答があったり、長時間放置されることもあったり、地元住民に対しまして、十分な対応がなされているとは言えません。基準を守らなくてよいとは言いませんが、もう少し地域や現場の実情を踏まえた柔軟な対応や丁寧な説明をしてもらえれば、と思うわけであります。

国出先機関の移管の効果として、地元の実情に通じた地元自治体が道路を一元的に管理できることを上げておられますが、事務所や出張所も含めて、いったい移管後、具体的にどのように改善され、どのような姿となるのかをお伺いしたいと思います。

次に、原子力災害に対して2つ質問したいと思います。

まず、1つ目は、放射線に対する正しい理解でございます。

私は、テレビで原発事故があった福島県の各地において、ガイガーカウンター、放射線の計測器で、この木、またこの草にも、こんなに放射線が観測されるという、そうした放送を見ました。人々が安全で、また安心して住めるようになるためには、この草木や土も削って、どの程度の放射線量まで下げなければならないのかと思いました。

また、子供たちは、大人たちよりも、放射線に対する感受性が高いとされますが、どの程度までなら健康に害がないのか。多くの人々が不安に思っておられるのではないかと思います。

その一方で、私たちは日常生活において自然界から一定の放射線を浴びていますし、また、生活のあらゆる場面で放射線は利用されています。例えば、放射線は現代医療と密接に結びついておりまして、胸部や胃の診断にレントゲン、バリウムの使用、また、粒子線によってがん細胞を直接的に攻撃して、撲滅することにも使われております。

これらのほか、病気療養や健康増進のためにラジウム温泉の活用があります。特に秋田県の玉川温泉は有名で、ここではラジウムを出す北投石と地熱を利用した岩盤浴にいろいろな効果があるとされています。微量の放射線は、細胞の活動の活性化を促し、高血圧や婦人病、皮膚病などに効果があるとされておりまして、また、がんの湯治に来る人も多くいると聞きます。

さらに、現在、脱原発依存が国民的課題となっておりますけれども、この原子力発電は、ウランの核分裂の際に放出されるエネルギーを利用したものであります。

放射線につきましては、過度に恐れるのではなく、このように日常生活でも健康に影響が出ない程度の放射線を受けていることや、どの程度の放射線を浴びたら、人体に影響を起すかなど、放射線に関する正しい知識を広域連合として府県民に知らせていくことが、

まず、原子力災害対策の第一歩として必要なのではないかと思います。

また、この福島県に対しましても、正しい知識で復興の助けをするべきだと思っております。実は今朝、テレビを見ておられますと、福島県内の中学校、高校の理科の先生に、この3日間、放射線についての研修会を開いておる。そして、子供たちに、放射線といえばこういうものだ、そして、風評被害にも負けないように、きちっと正しい知識を身につける。我々もやっぱり、どのようなことがあるかわかりません。きちっとしたものを知識として身につけることが、今現在では関西広域連合に必要なだと思っております。

さて、次に、関西の防災・減災プランの原子力災害対策編の内容です。

原子力発電所の事故災害は、絶対に起こしてはならないことであります。しかし、万が一の原子力災害の発生に備えて、広域防災局では、昨年度末、関西電力等の原子力事業者と覚書を締結しまして、異常事態等の発生時に広域連合への連絡等を行うことや、さらには、概括的、包括的な関西防災・減災プランの原子力災害対策編を策定されました。そして、今年度、政府の福島原発第1発電所の事故検証結果や政府の原子力に関する防災指針や防災基本計画の改定を踏まえて、この原子力災害対策編について、本格的な計画となるよう改定するとされております。

先月には、関西電力大飯原子力発電所が再稼働し、関西府県民の安全・安心の確保のために、原子力災害対策編の本格策定が急がれます。東日本大震災におきまして、関西広域連合は、被災県ごとに担当する構成団体を定めるカウンターパート方式をとりまして、スピード感と責任感を持った、継続した支援と、救援物資の送付や職員の派遣、さらには被災者の受け入れなどで、一定の成果を上げました。しかし、関西に大きな影響があるような原子力事故災害が発生した場合において、国・事業者・関係自治体のそれぞれの役割がある中、広域連合の役割をどのようにとらえ、原子力災害対策編を策定しようとしておられるのか、防災担当委員である井戸連合長にお伺いをしたいと思います。

最後の項になりますが、次の質問は、住宅再建共済制度、愛称フェニックス共済の広域連合構成団体への拡大についてです。

このフェニックス共済というものは、兵庫県が阪神淡路大震災の教訓を踏まえまして、全国に先駆けまして、平成17年9月からスタートしたものであります。この共済制度を活用して、自然災害で半壊以上の場合に一定の共済給付金が出るように制度化したものでありまして、自然災害で全壊した場合、年5,000円の共済負担金で、最高600万円の共済給付金が給付されます。

それで、国のほうで、生活再建支援法に指定されますと、また、再建する場合には300万まで出ると思っています。900万あれば、少しの蓄えということで、住宅も再建しないと、到底もとへは戻ってこない、その地域は。そうしたことで、私はぜひともやりたい。そこで、それにプラスして兵庫県は平成22年8月からは、家財を対象としました家財の再建共済制度も開始しまして、年1,500円の負担金で最高50万円が給付されております。平成24年7月末の加入率は、住宅再建共済制度で8.7%、家財再建共済制度で2%となっております。これまで、昨年度末現在で259件の3億7,970万円が給付されております。給付を受けた被害の加入者らは、被災地で早期の住宅再建はもちろん、家族のきずなの再建にも大変役に立ったとの感謝の声が届けられております。

このフェニックス共済に関しまして、昨年9月の総務常任委員会で、私から井戸連合長

に、台風12号災害の直後で、和歌山県などが大きな被害が発生している状況でありましたので、今後、関西で発生する災害に備えて、兵庫県が取り組んでいるこのフェニックス共済を広域連合の構成府県にまで広げてはどうかと提案しましたが、その際、連合長からは、東海・南海・東南海のこの大きな海の前にあるから、全部が被災したら、もうこの共済制度がつぶれてしまうのではないかと、破産しかねないという問題を言われました。ただ、知事は、全国的な制度として実現してほしいという話を、全国知事会なり国なりに対して要望していくということでありました。

共済制度がパンクしないような状況になり得るのか、十分な試算などをして、検討を知事は進めたいとも回答をいただきました。私も連合長から回答をいただき、やはり東海・東南海・南海地震が発生した場合、関西府県が多く被災することが想定されるので、運営上、困難であるかと思っておりましたが、保険会社やなんかに聞いてみますと、地震保険制度について尋ねましたら、運営上は、危険性が高いところは保険料を高くしなければならない。そうした必要性を入れながら、皆頑張っているということでもあります。フェニックス共済は、多くの人に参加してもらってこそ、意味があります。また、住宅が再建できなければ、復興はできません。関西全体の自然災害の備えとして、災害の危険性が高い地域には、地震保険と同様に、掛金を高くするなどして、加入をしてもらってはどうかと思います。

一昨日の新聞にも載っておりましたように、東海・南海・東南海地震、これは連動するおそれがこれまでにあったと。そうした実証ができたということです。連動したこの津波、地震が起きたら、大変なことになります。ただ、これをやっぱり再建するというのは大変なこと、やっぱり多くの人から、この共済を進めて、家が建たなければ全部アパートへ入ってしまいます。アパートへ入ってしまいますと、働く意気込みもなくなります。生活保護をもらって何とかいこうか、今さら家建てて何するんや、ここまでなってしまいますので、その地域地域の活性化のためには、これはぜひとも要るということ、私が井戸連合長にご所見をお尋ねした中で、私の質問を終わりたいと思います、ご清聴ありがとうございます。

○議長（田中英夫） 井戸広域連合長。

○広域連合長・広域防災担当委員（井戸敏三） まず、国の出先機関対策について、特例法案の修正の動きについてのお尋ねがございました。政府・与党内で一部修正する可能性も検討されているようにお聞きしておりますが、正式な意味で通知があったり、照会があったわけではございません。ただ、修正内容がご指摘のような内容だいたしますと、国の出先機関の事務権限を移譲することを次、第1段階で3機関であるわけですが、それをより第1段階だということを明確にするという効果もございますので、違和感はない、このように考えております。

それから、我々としては、法案の修正をもちろん否定するものじゃありませんけれども、まずは早く党内手続を早期に済ませていただいて閣議決定し、国会へ提出し、一日も早く法律の成立を期待したい、このように考えているところでございます。

移管後の姿についてのお尋ねがございました。特例法案により移管される事務権限につきましては、当分の間、法定受託事務、国の事務を預かるという形になりますので、当面、現在の国における執行基準とか手続に沿って処理せざるを得ません。しかしながら、地方

整備局の広域連合への移管が実現すれば、本局のみならず、国土事務所など、管内すべての事務所や出張所も丸ごと移管されることとなりますので、これまで国・府県間で整備主体が異なるために調整を要していた事柄などにつきましては、調整しやすくなる、これも間違いないと存じます。例えば、直轄道路と府県管理道路の一体的整備など、広域連合と府県事務との共同実施や相互調整、事務所の再編などの連携強化なども課題になるろうかと思えます。

また、広域連合議会や住民のチェックのもとで事業優先度なども決定されるプロセスがありますので、より透明性が増すのではないかと。さらに、事業実施計画が毎年度策定されますが、関係市町村や府県の意見聴取を通じまして、地域の意見や実情も反映しやすくなるのではないかと、このように考えています。

ご指摘のような事例につきましても、国道河川事務所や出張所などが、地元の要望に対しまして、無視したり逃げたりすることができなくなりますので、柔軟かつ弾力的な対応を旨とする、地域課題にきめ細かくこたえていけるようになる、このように期待をしているものでございます。

原子力災害対策についてお尋ねがありました。放射線に対する正しい理解についてであります。放射線は自然界に普通に存在し、我々は日々、被爆しているのであります。その量は国内平均で年間1.5ミリシーベルトとされています。放射線の人体への影響にしましては、一定の線量に達すると、脱毛、不妊、白内障などの症状があらわれることは明らかになってはいますが、がんのリスクについては、被爆量が100ミリシーベルトを超えると0.5%程度上昇をされるとされていますものの、実証的に明確になっているものではないと承知しています。一方で、ご指摘にもありましたが、ラジウム温泉の例のように、少量の被爆は細胞の活動を活性化させるので、人体にいいという説もあります。

このように、放射線の人体への影響については、学術的にまだはっきりした答えが出ているとは言えないのであります。我が国では、国際基準をもとに、自然及び医療被曝を除いて、一般公衆で年間1ミリシーベルト、放射線業務従事者で年間50ミリシーベルト、かつ5年間の合計で100ミリシーベルトを被曝の上限値と定められております。

広域連合では、関西減災・防災プランの原子力災害対策編を、概括的に昨年策定したものであります。その中でも放射線に関する府県民の正しい理解が重要との認識を示しています。原子力災害の特殊性として、放射性物質は人間の五感では感じにくいこと、人体への影響は、年齢や性別によっても異なること、被爆後数ヵ月以上たってからあらわれる障害や遺伝的影響があることなど、対策の留意点を記載しました。今年度は、プランの本格策定を行うこととしておりますので、その過程におきまして、府県民の普及啓発についても具体的にどのような方法があるのか、ご指摘の点も踏まえて検討してまいります。

なお、福島県の復旧支援についても、風評被害等を起こさせないためにも、また、積極的な復興を進めるためにも、子供たちを含めまして、正しい認識を持って行っていくことが重要だと考えます。具体的な方途については、さらに検討させていただきます。

続きまして、関西減災・防災プランの原子力災害対策編の内容についてのお尋ねがありました。万一、原子力発電所で事故が発生した場合には、原則として事業者は発電所構内、いわゆるオンサイドの対策に責任を持ち、国・自治体は周辺地域、いわゆるオフサイドの対策に責任を持つことになっています。広域連合は、オフサイド対策の中の特に広域的な

対応を要する分野で調整役として役割を果たす必要があると考えます。

原子力災害は、非常に広範囲に影響が及びます。被爆を避けるべく、府県域を越える広域避難を行う必要が生じると考えますが、遠方の避難先のマッチングや長距離の移送等の府県間調整を広域連合が担うことは、広域連合の役割ではないか、このように考えています。

また、緊急時の環境中の放射線モニタリング、住民の被爆スクリーニング、水の汚染が懸念される場合の飲料水の確保なども、広域連合が調整役となることで、効率的な対応が可能になるのではないかと考えます。

さらには、関西圏域としての風評被害対策や府県民の安心確保につながる適切な情報の発信などにも意を用いる必要があります。今後、明らかになります国の防災指針や防災基本計画の内容を踏まえながら、広域連合は広域的な対応の指令、調整役を担うという考え方を基本に、関係機関と協議しながら、原子力災害対策編の本格的策定作業を進めてまいります。

続きまして、住宅再建共済制度の広域連合構成団体の拡大についてのお尋ねがありました。住宅再建共済制度は、より広域で実施するほうが、相互扶助の観点からも重要であると認識しております。兵庫県におきましても、国や全国知事会に対しまして、全国的な制度創設を要望してまいりました。

関西広域連合の区域に限定してこの制度を広げていくことは、近い将来発災が確実視されております東南海・南海地域だけでなく、大阪の上町断層帯、京都の西山断層帯、あるいは兵庫の篠山や山崎断層帯など、甚大な被害が想定される地震を引き起こす活断層が集中していることを考えますと、関西のみでリスクを分散しきれぬのかどうか見きわめてみる必要がある。そのような意味で、慎重な検討が必要であると考えています。

また、ご指摘のように、民間の地震保険制度と同様に、危険度に応じて地域別に負担金額に差を設けることにつきましては、住民相互の助け合いの精神を基礎として、共済の理念に照らして制度化したものでありますだけに、理解を得ることができるのかどうか、あるいは大規模災害時に給付金総額が積立金を上回った場合の各府県による財政的な支援をどのようにしていくのか、国が出動してくれるのかなど、課題もございます。

現在、こうしたことも踏まえて、兵庫県におきまして、懇談会をつくりまして、課題を整理して検討しようとしております。その結論を参考にしながら、制度の拡充に向けた取り組みを進めていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（田中英夫） この際、あらかじめ会議時間を延長いたします。

次に、山口 勝君に発言を許します。

山口 勝君。

○山口 勝議員 京都府の山口 勝でございます。9人目の質問であり、通告いたしました2点の質問についても、既に数人の議員の方が質問されております。重複した内容で恐縮でありますけれど、よろしく申し上げます。

まず、国の出先機関対策と構成府県の市町村との連携についてであります。

関西広域連合においては、昨年5月、国の出先機関について、地方整備局、経済産業局、地方環境事務所の3機関の移管を求め、プロジェクトチームを発足させ、当初の橋下対策

委員長、現在の嘉田委員長のもと、これまで鋭意精力的に国との交渉を進めてこられました。現段階において、国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律案の提出、審議、可決成立の見通しは立っていない現状であります。

現政権の地方分権の推進、国出先機関の原則廃止の方針は、現時点において期待を裏切るものとなっています。今国会も9月8日には閉会し、残りの日数もわずかとなりました。今国会で提出されるのかどうか、また、政局に流されれば、移譲に関する法案の成立の見通しは心もとない状況にあります。

6月の定例会で井戸連合長は、法案についてアクションプラン推進委員会などを通じて政府と真摯に検討を重ねた結果、実務的な作業はおおむね終了、与党内の手続を残すのみであり、今国会で成立しても、例外とする事務や区域などの詳細は政令にゆだねられており、26年度中の丸ごと移管に向けては、まさに今が正念場との報告をされました。

本日の委員会でも協議され、早期の提出を求める声明を出されたところでもあります。広域連合として、今国会を含め、早期に法案の成立が望まれるところでもありますけれども、冒頭の連合長のごあいさつ、またこれまでのご答弁に尽きるところもあろうかと思っておりますけれども、改めて現状での認識と丸ごと移管に向けての個々の取り組み方針についてお伺いをいたします。

次に、構成府県と市町村との連携についてお伺いいたします。

東日本大震災の国の対応などをかんがみ、幾つかの市町村から地方整備局を廃止すべきではないとの声もあり、また、その他の案件も含め、関西広域連合と構成府県の市町村との意思疎通が必ずしも良好となっていないとの指摘もあります。

地方を守る会は、全国1,742市町村のうち、506市町村が会員となり、関西広域連合構成府県では202市町村中29の市町村が会員となっております。この8月3日には地方を守る会では、地方整備局並びに地方経済産業局を一部の広域連合に移管することに反対する決議が採択をされました。このほか、存続を求める意見書、要望などが昨年来、次々と提出されております。本年1月からでも、これまで関西広域連合及び各構成府県では、市町村との意見交換会、説明会などを実施されており、この9月17日には近畿市長会及び近畿町村会との意見交換会を実施される予定となっております。

国出先機関の移管のみならず、市町村の協力のもと、推進される施策もあります。今後、構成府県を通じての協調関係の構築が一層重要と考えますが、その取り組み強化についてお伺いをいたします。

次に、移管後を想定した広域連合の機構・執務体制の強化や規模についてお伺いいたします。

7月3日の緊急声明の中で、地域の自立に向けて真の自治への転換との観点から、地域主権の流れは、おのずと国から広域連合、そして構成府県から基礎自治体へと、基礎自治体への権限強化を強め、近接・補完の原理を徹底していくものであり、広域連合への権限移譲の暁には、これまで存在しなかった市町村の代表との協議の場ですり合わせが可能となります。これは、今後の広域連合の意思決定の一つの形に言及したものとなっていると思います。真に権限移譲が行われた場合、現状の執行体制、例えば人員配置や組織のあり方、市町村との協議の場の位置づけなどを適正に設置されるべきと考えております。

当初は、法定事務の受託等があろうかと思っておりますけれども、さらに進化した場合、先ほど

もありましたとおり、国道事務所や、また府県、指定都市との土木事務所の再編・統合、こういったことも想定されるべきであります。

また、本定例会は、決算議案が上程されておりますけれども、23年度で5億円強の予算規模であります。しかしながら、予算配分権は別として、事業執行における予算規模はかなり多額になった場合、例えば議会においても、これからさらに審議を拡充していくような必要性も考えられます。

現状から、移管がなされた場合には、一定の広域連合の変化が求められますけれども、権限移譲を想定する中で、今後の広域連合の規模や執務体制の考え方についてのご所見を伺います。

○議長（田中英夫） 嘉田委員。

○広域環境保全担当委員（嘉田由紀子） 出先機関改革と構成府県と市町村との連携の中で、1点目の法律案の動向と今後の取り組みについてお答えさせていただきます。

まず、議員もご指摘のように、残念ながらいまだ法案提出、またその前提となる閣議決定にも至っておりません。その背景には、全国市長会や、あるいは一部の国会議員に根強い慎重意見等があることなどを伺っております。

こうした中で、政府においては、法案の修正を含めた検討がされているようであります。いずれにしても、今国会への法案提出は、野田総理も繰り返し表明された政府の方針であります。本日も声明を発出いたしました。特に4政令市の加入が実現した今こそ、早急な法案提出を強く政府に求めていきたいと考えています。

さらに、今後の取り組みですが、平成26年度中の移管実施であることを前提に考えれば、法案の成立を待たずに検討すべき課題等もあります。例えば、委員もご指摘の執行体制のあり方、人員配置、組織、市町村との協議、また地方整備局など、大変大きな予算額がございます。そのような改正のあり方について、可能なものについては、既に検討に着手しております。

また、政令に規定されることとなる移譲の例外となる事務権限の内容、あるいは国の関与の内容などについても、広域連合としての考え方がしっかりと反映されるよう、引き続き国と協議してまいりたいと考えております。

○議長（田中英夫） 井戸広域連合長。

○広域連合長・広域防災担当委員（井戸敏三） 市町村に理解を求めていくためには、これからも努力をしてまいります。法律が施行される段階になりますと、ご指摘がございましたように、毎年度の事業実施計画につきましては、市町村と協議をしなくてはならないことになっておりますので、いずれにいたしましても、理解を求めるためにどのような協議のあり方がいいのかというような点につきましては、事前に相談をして、一定の目安をつけていくというような作業を行っていくことも、市町村の理解を深めていくことにつながるのではないかと考えております。

また、執行体制でありますけれども、3つの出先機関の移管が実現しますと、執行事務権限のボリューム、約3,000人からなる職員、1兆円を越す予算を執行することになります。広域連合がいわば1つの県に匹敵するぐらいの規模になるわけでありますので、きちんとした執行体制をつくっていかなくてはなりません。

法案によりますと、現行の広域連合委員会を特定広域連合委員会として維持することが

基本になる。したがって、ヘッドクォーターはこのような形で意思決定をしていくのではないかと存じますが、補助機関につきましては、いわゆる移譲事務の執行を補佐する常勤の職務設置が法律上、義務づけられておりますけれども、これを除きますれば、広域連合の裁量のもとでの組織編成が可能だと考えております。簡素・効率的な執行体制の構築を基本に、例えば総務部門の集約化とか、あるいは経済産業局と広域産業振興局の再編などについても検討していく必要が生ずるのではないかと考えます。

いずれにしましても、執行体制のあり方につきましては、できるだけ事務が来ることを前提に、いかに簡素で効率的な体制がつかれるかを十分検討いたしまして、また、議会の皆様方のご指導も得ながら、進めさせていただきたいと考えております。

○議長（田中英夫） 山口 勝君。

○山口 勝議員 市町村との連携でありますけれども、4月に議会の総務委員会で現副議長である日村委員のほうからのご質問に基づき、8月6日に国出先機関の事務権限の移譲による行政効果の向上が見込まれる事例という形での資料をいただいております。これは、府県のいわゆる国とのやりとりをする職員の生の声というものが、表現的にはやわらかくなっておりますけれども、一部、読みますと、本省機能が移譲される前提の中で、府県市管理道路で事業を行う際の直轄国道接道協議や占用協議においては、理由が不明のまま地方整備局との協議に時間を要する場合があります。要するに、意味のないことをさせられているみたいな実態はあるのではないかと。

かつて橋下委員のほうは、国が府県に求める負担金の請求書と言いますか、ペーパーが1枚で来て、いわゆる悪質なぼったくりバーみたいなもんだというふうなお話があったと思います。確かに府県職員が国とのやりとりの中で、大変不満に感じるような部分と、そういったものが、こういったことを行うことによって解消される分というのはよくわかると思うんですけども、これを仮に構成府県と市町村との位置づけで考えた場合、やはり今回の、先ほど連合長は市町村の関係者の中で、いわゆる大規模災害や、例えば公共事業の箇所づけにおいては、誤解と事実誤認というものがあると。単なる誤解と事実誤認であるならば、それを氷解するためのご努力でいいんだと思いますけれども、合わせてこれまでの市町村との関係性と、これからさらに発展していく構成府県を通じての関西広域連合との関係する中で、より一層丁寧なやはり真摯に向かい合っていくことが、非常に重要になってくるかと思えます。

そして、やはり、協調を図っていくことこそが、例えばおひざもとの市町村がかなり多くの反対があるというふうになれば、国からもやはりそこを突かれるというふうなこともあるかと思えますので、おっしゃられた形のを、しっかりと丁寧な形で、多くの場面をつくっていただいて、丁寧な理解を求めるように心からお願いをしておきたいと思えます。

それでは、2点目の質問をさせていただきます。7月25日、広域産業局内には農林水産部が設置をされました。これは、これまで広域連合議会での各議員からの指摘や議論に基づいて、第1次産業の取り組み強化に応える体制整備であろうかと思えます。評価するものであります。その立場に立って質問いたしますけれども、農林水産部が当面担う事務としては、関西の農林水産が健全に発展するために目指すべき姿や、関西広域連合が取り組むべき広域的農林水産業の振興方策の基本方針などを定めた広域計画のビジョンを策定す

るとされております。

関西という大変大きな枠組みの中で、何に、どこまで取り組むのかについては、その他の事業以上に地域性やこれまでの取り組みの整合性などを精査して、さまざまな角度から丁寧に議論をしていくことが必要ではないかと思えます。

具体例としては、議会から要請された地産地消につきましても、これまで各府県が精力的に取り組んでまいられました地場産業として、他の産地と競争し、差別化を図ってきた地産地消の取り組みと、関西広域連合として取り組む地産地消とは違う意味合いを持つものとは思いますが、関西として、この地産地消にどのようなイメージで取り組むのか、ご所見を伺いたいと思えます。

第1次産業の担い手は、地域住民であり、各市町村でございます。今後、取り組むべき課題については、十分な検討が必要であり、各構成府県及び市町村の第1次産業の取り組みについて、十分な意見を踏まえる必要があるかと思えます。

先ほどの国出先機関の移管の議論に代表されるように、市町村から不安や懸念の声があるのも事実であります。こういった事業の展開においても、各市町村、関係団体、地域住民との意思疎通を図る必要があるかと思えます。今後、広域計画やビジョンを策定するのであれば、広域連合議会の議決が必要であり、取り組む事務によっては、広域連合規約の改正も合わせて必要となります。構成団体の議会の議決も経なければなりません。第1次産業、農林水産業の発展のための施策推進のためには、市町村との意見調整や必要な手続を踏むという大変丁寧なプロセスが重要と考えておりますけれども、今後の事務推進に当たっての方針をお伺いしたいと思えます。

○議長（田中英夫） 仁坂副広域連合長。

○副広域連合長・広域職員研修担当・広域農林水産担当委員（仁坂吉伸） 農林水産業につきまして、お答え申し上げます。

関西には古くから地域の特性を生かした産地がつくられておりまして、これまで各府県構成団体では、これらの特産物の地産地消運動をそれぞれに展開してきたところであると考えております。

それでは、関西広域連合として、どういう地産地消運動があるかということになりますが、実は、それぞれの地域の特産物は、この関西広域連合の構成団体すべて、大体同じというわけではありません。みんなそれぞれ特色がありまして、例えば、当県で言いますと、梅とかミカンとか、そういう特産物がありますし、この鳥取で言いますと、スイカなんていうのは、物すごい大きいのがたくさんできますし、それぞれいろんな特産物があると思えます。

その特産物を、できるだけ地域の子供たちや、あるいはご家庭や、そういうところで食べていただいて、それで安全・安心で、栄養のあるものを、あるいは新鮮なものをどんどん消費してもらって、それが産業としての1次産業のためにもなるというふうになるとよろしいわけですから、ちょっと意図をして、域内、この関西の域内のものを買おうではないかというスキームをつくり上げていきたいと、そういうふうに思えます。

と同時に、地産地消運動というものが、実は物すごく、いろんな意味でいいものだということについて、関西広域連合全体でPRに努めるということもまた目標の一つではないかと、そんなふうに思えます。こういうことによりまして、関西広域内で、農林水産物の

安定的供給を図り、関西は一つという機運が醸成されてまいりますように頑張ってもらいたいと思います。

続きまして、やり方でございますけれども、おっしゃるように、市町村もあり、それから既に地産地消運動をそれぞれの県の中でやっている各府県もありますし、それからまた、JAを初め、さまざまな関係団体があると思います。そういうところとうまく連携をとって、かついろんな意見を言ってもらい、吸い上げて、そして、みんなが望むような、そういう地産地消運動をやっていくということが大事ではないかと、そんなふうに思います。

○議長（田中英夫） 山口 勝君。

○山口 勝議員 ありがとうございます。関西は大変魅力ある地であろうかと思えます。京都府におきまして、今年はちょっとわからないんですけども、サワラという魚が大変多く日本海側でとれた。通常は瀬戸内海のほうがよくとれたということなんですけども、ただし、残念なことに、京都のサワラというお魚に関して、うまくなかなか活用していく方向が見出せないということが、今は頑張ってみようとしているわけなんですけども、しかしながら、そういったことにおいては、例えば瀬戸内海の兵庫県の皆さん方のお知恵をかりたり、そういった形で展開できるような部分も当然あるかと思えます。

第1次産業の活性化も、構成府県としていずれも重要な課題であります。現時点でもこういう取り組みを実施をされておりますので、その中で、あえて関西広域連合の枠組みを活用して、推進を図っていくということでもありますので、各府県、指定都市での施策との整合性を図って、いろんな意見を交換する中で、実効性あるプランニングにさせていただきますことを期待しております。

以上で質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○議長（田中英夫） 次に、井上与一郎君に発言を許します。

井上与一郎君。

○井上与一郎議員 このたび京都市会の代表として、連合議会議員に選出されました井上与一郎でございます。

まず、京都市の広域連合への加入に際しまして、広域連合を構成されます各府県及び政令市の議会の皆様を初めとして、ご尽力賜りました関係先の方々に心から厚く感謝申し上げます。本当にありがとうございます。

京都市会を代表した連合議会議員として、関西全体の発展のため、微力ではございますが、しっかりと取り組んでまいり所存でございます。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

さて、関西広域連合は、平成22年12月に、広域観光、文化振興などの広域的な事業の責任主体となることや、国の出先機関の受け皿となることを目的として、2府5県によって設置され、分権型社会の実現、関西全体の広域行政の推進、国と地方の二重行政の解消に向けて、精力的に取り組んでおられるところでございます。

そして、今年度に入り、5月には大阪市、堺市が加入され、このたびの京都市と神戸市の加入により、圏域の4つの政令市すべてが加入することとなり、関西圏の広域行政を一体的かつ効率的に担う体制が構築されるとともに、国の出先機関の受け皿としての準備も進めてこられたところでございます。

関西圏は、首都である東京を中心に広がっている東京圏と異なり、いずれの地域も長年

にわたります歴史、伝統と個性豊かな地域特性を有しております。さらに、各地域とも、地域の住民が主役となって活力を支えております。それらが切磋琢磨して競い合って成長してきたのだと思っております。

しかしながら、競い合うだけでは、なかなか東京圏には勝てないことも事実です。競い合うことに加えて、やはり協力、連携ということも必要であり、そうしたことがないと、現状を打破することは困難だと考えております。

この関西広域連合の設立のねらいには、中央集権体制と東京一極集中を打破し、地域の自己決定、自己責任を貫ける分権型社会を実現するためということがうたわれており、構成府県だけでなく、政令市が相互に連携して、また、あるいは協力して、その実現に努めていく必要があると思っております。

そこで、まず、井戸連合長さんにお伺いします。関西全体のさらなる発展に向け、4政令市が加入した関西広域連合において、今後、どのような事業展開を進めていくべきとお考えでしょうか、お伺いいたします。

また、新しく委員となられた門川委員にもお尋ねします。このたび4政令市すべてが関西広域連合に参加したわけですが、基礎自治体としての4政令市に求められる関西広域連合での役割について、また、その中でも特に京都市が加入した意義について、どのように考えておられるのか、お伺いいたします。

以上で、一般質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（田中英夫） 井戸広域連合長。

○広域連合長・広域防災担当委員（井戸敏三） 関西広域連合としては、もともと関西を中心とする府県と、そして政令市を構成員として広域連合を発足させるということを前提に作業を進めてきた経過がございます。そのような意味で、私どもからすると、奈良を説得しなくてはなりません、それ以外の構成員としてなっていたいただきたい方々が出そろったということでもあります。しかも、都道府県レベルの事務を行っていく共通の基盤ができたということでもありますし、先ほどもご議論がございましたように、大阪、堺、京都、神戸がもし抜けていますれば、関西の中心部が入ってないということになりかねません。そのような意味でも、ようやく関西が一体的な推進体制になったんだなということが、内外ともに、特に府県民も含めて内外ともに認めていただけることになったのではないかと、そのような意味で、大変歓迎をいたしておりますし、あわせて頼もしく思っているということを申し上げたいと存じます。

○議長（田中英夫） 門川委員。

○広域観光・文化振興副担当委員（門川大作） 井上与一郎議員のご質問にお答えします。

関西広域連合は、関西における広域行政を展開すると同時に、東京一極集中を打破し、分権改革の突破口を開き、各地域が個性豊かに一層輝き、関西が全体として活力に満ちていく、そうしたことを目指しております。国の出先機関改革を初めとする地域主権改革の促進、さらには、関西全体としての発展に向けて、関西の府県、政令市とともに、一丸となって取り組んでまいります。

政令市は、広域行政の一翼を担う一方で、住民に最も身近な基礎自治体でもあります。地方分権改革は、基礎自治体を重視したものでなければならず、基礎自治体の立場から、

市域に根差した意見、政策を積極的に提言し、また、実行していき、関西広域連合と他の基礎自治体、市町村との連携がさらに深まり、そして、関西広域連合の取り組みを住民にとってより身近に、一層、実り多いものにしていくために、役割を果たしていきたいと思っています。

京都市は、広域観光・文化振興の分野を京都府とともに担うことになり、副担当となりました。観光・文化の分野は、幅広い経済効果を及ぼすだけでなく、産業、景観、都市計画、交通、環境、さらには教育、福祉など、あらゆる分野の政策を融合するまちづくりや、地域の伝統文化、食文化、あるいは人々の暮らし方、生き方の哲学、美学、そうしたものを再認識する、産業の魅力を再認識する、そうしたことにつながり、それらを次の世代にしっかりと伝え、同時に世界に発信していく人づくり、コミュニティーづくりに大きく役割を果たします。

井上議員ご指摘のとおり、関西には魅力にあふれる都市が、地域がたくさんございます。京都も1,200年を越える悠久の歴史を誇り、世界の文化首都を目指しております。この京都の大学、宗教、文化・芸術、食文化、京都議定書誕生の地としての環境政策、ものづくり、物型づくり等々、多彩な魅力にあふれたまちづくりを展開しておりますが、昨年、アメリカの大手の旅行雑誌が、アジアで一番魅力のある都市で京都を選びました。今年、別の権威ある旅行雑誌が、世界で一番魅力のあるベストテンに京都を選びました。日本で初めてであります。そうした京都の魅力を生かす。同時に弱点もございます。飛行場がございません。それぞれの強みをしっかりと関西で生かしながら、関西をもとにビジット・ジャパン、観光立国・日本を関西から牽引していく、そのために力の限りを尽くしていきたいと思っています。今後ともどうぞよろしくお願い致します。

○議長（田中英夫） 次に、家森茂樹君に発言を許します。

家森茂樹君。

○家森茂樹議員 滋賀の家森でございます。お疲れ様でございます。最後、回ってまいりました。もう少しご辛抱をお願いいたしたいと思っております。

最後に、関西広域連合の責任と権限について、井戸連合長にお伺いをいたします。

関西広域連合は、その設立当初から、まずは7分野の事務の共同化からスタートし、その後、順次、処理事務の拡大とガバナンスの充実・強化を図っていく、成長する広域連合とされてきたところであります。その処理事務の拡大に当たっては、関西広域連合が実施主体となって取り組む事務については、分担金の発生や規約改正が必要となると整理をされてきました。

一方、連合規約第4条第1項9号の、広域にわたる行政の推進にかかる基本的な政策の企画及び調整に関する事務として、さまざまな事項についても取り組まれ、構成自治体が分担実施すべき事務の政策協調の場としての機能も発揮してこられました。このことに対しましては、連合議会におきましても、新たに取り組むべき事務の明確化と、そのルールづくりについて、また、連合議会及び構成団体議会との関係などについて、各議員より多くの質問がなされ、当局からの見解も示されてきたところであります。

また、さきの6月臨時議会におきましては、我が滋賀県選出の吉田清一議員からも、関西広域連合が処理する事務の取り扱いについての質問がなされたところであります。その答弁では、関西全体として取り組むべき広域課題調整は、広域連合の事務を越えない範囲

で必要なものとされ、同時に、関西広域連合が具体的な企画検討段階を越えて、実務的な役割を担う必要がある場合には、規約変更が必要とされております。

新たな課題に取り組む場合、まず、1番目にその着手時、2番目に調整段階、3番目に方針決定時、4番目に方針決定後という各段階において、どの時点で企画・検討調整から実務を伴う事務へと変化したと判断するのか、すなわち規約変更が必要となるのか。具体的な事例となると、その明確化は極めて困難になると考えられます。

しかし、このことは、設立以来、1年8ヵ月を経過し、管内の政令市の加入も実現した今、もう一度明らかにしておく必要があると考えるものであります。

また、合わせて、単なる連携を越えた広域連合だからこそ真価を発揮できる強み、すなわち関西広域連合が特別地方公共団体であるからこそ持っている責任と権限についても、いま一度確認しておく必要があると考えます。

現在、政策調整が図られているエネルギー検討会及び広域インフラ検討会の取り組みを事例として、関西広域連合の責任と権限について、以下、井戸連合長に質問をいたします。

なお、具体事例ということで、少し細かいこともございますが、ご容赦を願いたいと思います。

まず、エネルギー検討会についてであります。今夏の節電対策においては、大飯原発3号機再稼働までは、一昨年比15%以上の節電、さらに、3号機の再稼働後は、同じく10%以上の節電と合意され、4号機再稼働後も、同じく10%以上の節電目標とされました。4号機再稼働後も、同じく10%以上とされたねらいと、その根拠についてお伺いをいたします。

あわせて、広域連合としての合意である以上、その方針が構成団体やその住民、企業等に対して、どの程度の強制力や権限を持つとお考えでしょうか。また、それらの産業や住民生活への影響に対して、関西広域連合としての何らかの責任が生ずると考えられるのでしょうか。

そもそも節電の取り組みについては、将来的にも広域連合の事務分野となり得る政策調整段階というよりは、構成団体それぞれの電力需要者への協力依頼、普及啓発であるというふうには考えられますが、ご所見をお伺いいたします。

次に、電力需給や原子力発電に対する各自治体及び各委員の考え方の違いもあります。また、国のエネルギー政策の動向がまだ不透明であります。しかるに、平成24年中を目途に、ただし先ほどの委員会では、来年度も検討することとなったようにお聞かせをいただいておりますが、中長期的な方針を含めたエネルギー政策の考え方をどのように取りまとめようとするのでしょうか、あわせて、その取りまとめは構成自治体の考え方となるのでしょうか、お伺いをいたします。

次に、広域インフラ検討会における北陸新幹線の取り組みについてであります。北陸新幹線の整備については、去る6月29日、金沢－敦賀間の着工認可があり、平成37年度開業を目指して、去る8月19日には、起工式が行われたところであります。なぜ敦賀以西のルートについて、関西広域連合でルート提案することになったのか、お伺いをいたします。

北陸新幹線、敦賀以西ルートについては、小浜、湖西、米原の3ルートに関係する各自治体におけるそれぞれの事情や意向もさまざまであると思われまふ。我が滋賀県においても、直接関係する市町や、その他の県内市町でも、その影響に対してさまざまな意見もあ

り、県内の意向を無視して広域連合で取り組むこととなったことに対する戸惑いも聞こえてまいっております。

今後、どのようにして関係自治体への説明や、それぞれの意向を尊重し、調整しようとしているのか、お伺いをいたします。

また、関係自治体や、その他管内市町の意向がすべて満たされることは非常に困難であると思われまます。責任と権限という意味において、各自治体の意向と相違する場合、関西広域連合の方針が優先し、構成団体はもとより、その管内自治体の意向までも拘束し、さらに、その影響や負担等について、関西広域連合が責任を負うことになると考えられるのでしょうか、お伺いをいたします。

こうした観点からも、新幹線ルートの方針の取り組みについては、関西広域連合が責任主体として、国等に提案していこうとすれば、既に政策調整の段階の域を越えており、正規の分野事務として規約等の改正を行って位置づけるべきであると考えますが、いかがお考えでしょうか。

以上、2つの例のように、現在、企画調整として取り扱われている事務についても、本来、構成団体が個別に行うべきものか、あるいは広域的な行政事務として、その内容や今後の展開方向等を見きわめながら、その主体として広域連合がふさわしいのか否か判断し、しっかりと検討する必要があります。

節電対策、中長期的エネルギー政策など、関西広域連合で主体的に取り組む事項というよりは、関西電力の消費地関係府県連携や、近畿ブロック知事会など、例えば奈良県や福井県などもともに考えるべきこととして、具体的に取り組む最良の主体を選定することが必要と考えます。

北陸新幹線にしても、責任と権限が伴わないのであれば、大飯再稼働に対する広域連合の声明は何だったのと言われたことの二の舞になってしまいます。関西広域連合が特別地方公共団体である以上、連合委員会と連合議会、また、構成団体議会はもちろんのこと、構成府県内の市町村についても、その責任と権限が及ぶことから、情報共有の重要性は当然のことです。民意、世論を最大限尊重することが、民主主義の原則ではありますが、いわゆるポピュリズム、大衆迎合するような首長のパフォーマンス委員会であってはならず、そこに陥らないためにも、議会や管内市町村との良好な緊張関係を保ち、真摯に議論し、意思の疎通を図るべきであります。今日までの運営に当たって、果たして十分であったのか、甚だ疑問に感じる点もございます。

これらのことから、関西広域連合が関西全体の広域行政を担う責任主体たらしめるのであれば、関西広域連合としての責任や権限を有しない事務については取り扱うべきではなく、また、いわゆる企画調整事務についても、将来的に分野事務としての位置づけを前提とするなり、本来、例外的なものに限定し、必要最小限にとどめるべきであると考えられます。成長する広域連合のルールとあわせてご所見をお伺いいたします。

以上、関西広域連合の将来を見据え、屋上屋や二重行政であるとか、仲よしクラブであるとかやゆされることなく、関西全体の発展に向け、そして住民本位の広域行政が展開されることを願って質問を終わります。

○議長（田中英夫） 井戸広域連合長。

○広域連合長・広域防災担当委員（井戸敏三） 家森議員からお尋ねをいただきました。

関西広域連合の責任と権限や運営のあり方について、具体的な例を挙げられてご質問をいただいたところです。

関西広域連合は、ご指摘もございましたように、成長する広域連合として発足をさせていただいたと考えております。しかも、その成長するという意味は、国の出先機関の事務も引き受けていくとともに、関西全体として取り組んでいったほうが望ましいと考えられる事項につきまして、積極的に取り組んでいこう、積極的に協力しあいながら、解決方法を見定めていこうということを基本姿勢にしているのではないかと考えております。

そのために、規約の事務を掲げております1号の中には、地域振興に関する計画の策定と実施に関することということ掲げさせていただきましたし、9号では、それ以外、上記に掲げているもの以外の政策調整の実施に関することということ述べさせていただきました。そして、具体的な事務として、積極的に取り上げていくほうが望ましいものについては、6条であったかと思いますが、企画調整事務の検討を過ぎて、規約の改正をして、事務として取り上げていく、そのような規定も置かせていただいたものでございます。

私は、関西広域連合の対応の仕方として、やはり2つの歩みがあるのではないかと。家森議員もご指摘になりましたように、掲げていること以外はやらないというのも一つの対応の仕方であることは間違いないと思いますが、先ほど申しましたように、関西全体として取り組んだほうが望ましいというものについては、積極的に取り組ませていただく、そのような基本姿勢で臨ませていただくことが、私たちが関西広域連合をつくった目的や趣旨にかなう事柄なのではないだろうか。しかし、おのずとそれにも限度があるぞ、その点は十分に議会の皆様とご批判もいただきながら、取り扱いを慎重に進めさせていただければ、こう思っているものでございます。まず、基本的な考え方について申し述べました。

続きまして、幾つかのエネルギー検討会と、それから広域インフラ検討会に関連しましてお尋ねがございました。

まず、10%以上の節電とした根拠などにつきましてであります。10%以上の節電とした根拠につきましては、大飯原発の3・4号機の本格稼働に際しまして、まず、第1に、計画停電は絶対に避ける、第2に、昨年も10%以上の節電を行ってきたこと、第3に、協力をいただいている他電力の方々を優先すべきであること、第4に、必死の努力をいただいている府県民や事業者の節電への取り組みに水を差さないことなどにつきまして、委員会での意見を尊重させていただきまして、また、火力発電所のトラブルリスクなどに対する余力を持つという意味で実施したものでございます。

もとより、協力要請でありますので、強制力を持つものではありませんが、関西広域連合は、関西全体の広域行政を担う責任主体として、政策調整の一環として取り組んでいると考えております。

節電の取り組みにおきましては、電力需給の安定化や再生可能エネルギーの普及拡大など、産業や環境の問題とも考えられる課題もありますが、省エネ型ライフスタイルなどへの転換や電力需要の抑制などの検討課題も、そのような一環として考えられますし、また、具体の節電行動の定着やインセンティブの検討などの成果などにつきましては、政策調整事務としての取り組みを行っているものであります。

エネルギー政策の考え方につきましては、国のエネルギー政策が明確に示されていないなどから、本年度は方向性の論点整理を行い、25年度に関西における中長期的なエネルギー

一政策の考え方について検討していくという今後の進めを、先ほどの連合委員会で確認しました。2020年から30年ごろを想定した望ましいエネルギー社会の実現に向けて、取り組みを検討を進めてまいります。

続きまして、北陸新幹線の取り組み、広域インフラ検討会の取り組みについてでございます。北陸新幹線敦賀以西のルートの検討につきましては、福井県知事からの敦賀以西については、関西として一定の考え方を出してほしいという意見もございまして、最適なルートに関西として提案できないかということで、まずは関西広域連合におきまして、広域インフラ検討会、北陸新幹線検討部会を設置して、具体的な検討を行うことになったものであります。

現在、地元の事情や意向を踏まえた構成府県市によりまして、敦賀以西ルートに関する検討を進めています。学術研究機関にも効果調査なども委託しております。今後とも、関係府県市におきまして、関係者の意見も踏まえて、委員会におきまして調整を進めてまいります。

広域連合としてのルートの提案でありますけれども、もとより地元の意見を踏まえた合意をもって結論を出すことになるわけでありますが、その結論は構成団体の取り組みや市町村の意向も踏まえたものにしたいと考えています。

北陸新幹線のルート提案の取り組みについては、広域連合として費用対効果や開業による波及効果など、先ほども触れましたように、調査検討をしておりますが、その結果を主たる評価基準として、総合的に検討を進めてまいります。

しかし、一方で、並行在来線の問題など、さまざまな地域課題やコスト負担のあり方なども課題としてございます。関西全体として解決をこれらは図っていく必要がありますので、スケジュールとしては、平成24年度末を目指して、取り組んでいるものであります。

もとより、関西広域連合が、この結論を提案したからといって、拘束力を持つというものではありませんが、関西の広域行政を推進する立場としての関西広域連合としての提案だといえますと、それなりの役割を果たしてくれることを期待しているものでございます。

それから、企画調整事務につきまして、先ほど総論的なことを申し上げましたけれども、昨年の定例会で議決いたしました広域計画におきましても、広域連合が目指すべき関西の将来像として、世界に開かれた経済拠点をもつ関西、地球環境への対応、持続可能な社会を実現する関西、人や物の交流、アジアのハブ機能を有する関西など、6項目を掲げておりますが、その実現に向け、広域にわたる行政の推進についての基本的な政策の企画及び調整並びに広域連合の区域内における地域の振興に関する計画の策定及び実施に関する事務を行うと掲げさせていただいておきまして、これらの広域計画の具体的な実現に当たりまして、積極的に取り組んでいこうとしているということにつきましても、ご理解をいただきたいと存じます。

設立以来1年半を振り返ってみましても、時期に応じて必要な対応をすることによって、着実に広域課題への実績を積み重ねてきたのではないかな、このように思っております。

いずれにいたしましても、繰り返すようではありますが、成長する広域連合として取り組んでまいりますので、そのような意味では、十分議会のご指導とご理解を前提として対応していく必要がございます。広域計画の見直しの作業も始めさせていただきますので、広

域連合に求められる広域課題の調整への取り組みや、広域連合の具体的な新たな取り組みの姿勢などにつきましても、幅広くご指導いただきながら、推進を図らせていただきます。

私としましては、冒頭にも述べましたように、関西の共通課題について、関西広域連合が積極的に取り組み、一定の役割を果たしていく、これが府県民の期待にこたえる道ではないだろうか、このように考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（田中英夫） 以上をもちまして、一般質問を終結いたします。

日程第7

討論・表決

○議長（田中英夫） 次に、日程第7、討論に入ります。

通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより、第9号議案から第11号議案までの3件について採決に入ります。

採決の方法は、第9号議案から第11号議案までを一括採決とし、起立により行います。

ただいま採決に付しております議案3件については、それぞれ原案を可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（田中英夫） 起立全員であります。

よって、第9号議案から第11号議案は、いずれも原案どおり可決されました。

日程第8

第8号議案

○議長（田中英夫） 次に、日程第8、第8号議案を議題といたします。

お諮りします。

ただいま議案となっております第8号議案については、総務常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査に付することにいたしたいと思っております。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中英夫） ご異議なしと認め、さよう取り扱います。

日程第9

意見書

○議長（田中英夫） 次に、日程第9、意見書を議題とします。

北島勝也君ほか2名の諸君から、「低炭素社会の実現に向けた地球温暖化対策の推進を求める意見書（案）」が提出されましたので、案文をお手元に配布しております。本意見書案について、北島勝也君から提案理由の説明を求めます。

北島勝也君。

○北島勝也議員 徳島県議会の北島でございます。日程第9、「低炭素社会の実現に向けた地球温暖化対策の推進を求める意見書（案）」について、提案趣旨の説明を申し上げ

ます。

関西広域連合では、広域環境保全の主要事務に温室効果ガスの削減を定めるとともに、平成24年3月に策定されました広域環境保全計画において、関西が目指すべき2030年ごろの将来像の一つに、省エネの開発や再生可能エネルギーの導入、森林のCO₂吸収機能の発揮などによる、暮らしも産業も元気な低炭素社会の実現を掲げ、関西スタイルのエコポイント事業などの温暖化対策を推進をしております。

一方、政府におきましては、平成24年度税制改正により、石油石炭税に税率を上乗せをする地球温暖化対策のための税を、本年10月から実施をし、エネルギー起源の二酸化炭素の排出抑制を進めることとされております。

しかし、当該税の森林吸収源対策への活用につきましては、引き続き検討するとされております。

そこで、平成25年度税制改正の検討が行われているこの時期に、地球温暖化対策のための税の使途に森林吸収源対策をも位置づけるなど、低炭素社会の実現に向け、総合的な取り組みが進められるよう、十分な対策を求める意見書案を提出をいたします。

議員各位のご賛同のほどをよろしくお願いいたします。

終わります。

○議長（田中英夫） お諮りいたします。

ただいま議題となっております本意見書案については、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中英夫） ご異議なしと認め、直ちに採決いたします。

採決の方法は、起立によります。

ただいま採決に付しております「低炭素社会の実現に向けた地球温暖化対策の推進を求める意見書（案）」を原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（田中英夫） 起立全員であります。

よって、本意見書案は、原案どおり可決されました。

ただいま議決されました意見書の字句及び取り扱いにつきましては、議長に一任を願います。

○議長（田中英夫） 以上で、今期定例会に付議されました事件は、すべて議了いたしました。

なお、今後、閉会中に本部事務局広域防災ほか、各分野事務局の所管事務等の調査について活動を行っていくこととします。

これをもって、本日の会議を閉じ、平成24年8月関西広域連合議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午後5時38分閉会

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成24年9月

議 長 田 中 英 夫

議事録署名人 杉 本 武

同 中 村 裕 一